

立地適正化計画 防災指針（案）について

1. 防災指針について P 1
（1）防災指針とは P 1
（2）災害ハザードの状況（※第3回策定委員会資料の再掲） P 2
（3）災害リスク分析（※第3回策定委員会資料の再掲） P 5
（4）防災上の課題整理 P 18
（5）防災まちづくりの方針（ターゲット） P 20
（6）災害リスクと課題に対する取組方針 P 21

令和6年1月
唐津市

(1) 防災指針とは

■ 防災指針の概要

- ▶ 近年、自然災害が頻発・激甚化する状況を受け、令和2年6月の都市再生特別措置法の改正により、立地適正化計画に位置づけることとされたもので、**居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針**となるもの。
- ▶ 防災指針では、居住誘導区域における災害リスクをできる限り**回避**あるいは**低減**させるために必要な防災・減災対策を計画的に実施していくことが求められる。
- ▶ このため、**災害リスクを踏まえた課題を抽出**し、都市の防災に関する機能の確保のため、防災指針を定めるとともに、この方針に基づく**具体的な取組方針を位置づける**こととする。

【留意すべき事項】

- ▶ 防災指針では、居住誘導区域外に現に生活している居住者の安全を確保するための取組（避難路・避難場所を整備する場合には居住誘導区域外の居住者の利用も考慮して位置・規模を検討することや居住誘導区域外の災害リスクが特に高い地域から居住誘導区域内への移転など）も併せて検討することが必要。

■ 防災指針の検討フロー

災害ハザードの状況整理

- ▶ 浸水、津波、土砂災害など、影響が広範囲に及ぶ災害ハザードの状況を整理

災害リスク分析

- ▶ 本市で懸念される災害ハザードに対し、垂直避難が可能か、避難施設等が利用可能か、家屋倒壊の恐れはないか等の視点で、リスクを分析

防災上の課題整理

- ▶ 災害リスク分析の内容を踏まえ、居住誘導区域内および市全域における防災上の課題を整理

防災まちづくりの方針（ターゲット）

- ▶ 防災上の課題に取り組んでいくにあたり、上位・関連計画を踏まえた防災まちづくりの方針と、基本的な考え方を示す

具体的な取組方針

- ▶ 防災まちづくりの方針を踏まえ、災害リスクを回避あるいは低減させるために必要な防災・減災対策を整理

令和4年度に実施済（適宜情報を更新中）

(2) 災害ハザードの状況 (※第3回策定委員会資料の再掲)

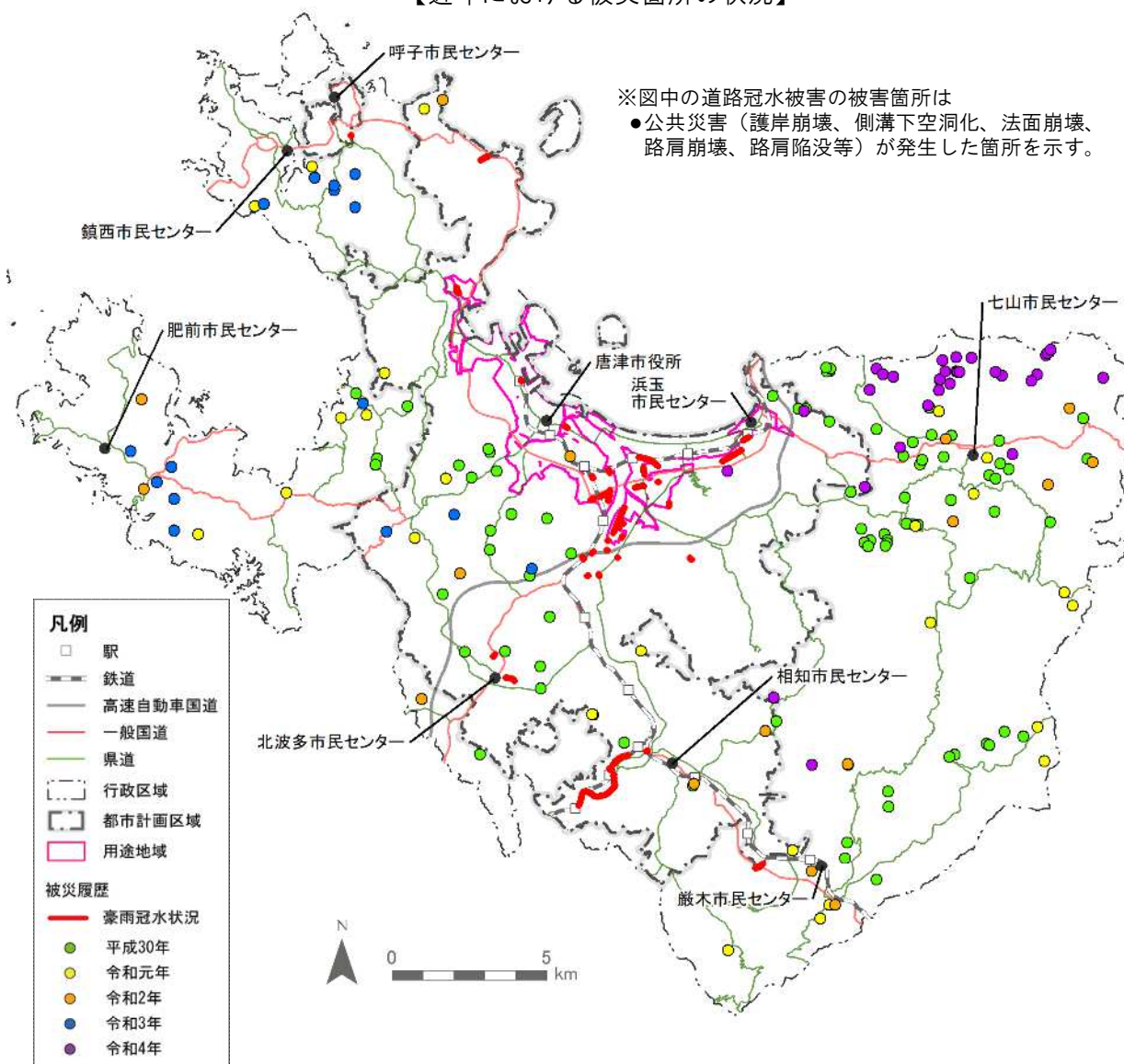
① 本市における災害履歴

- ▶ 全国的に、異常気象や気候変動等に伴い集中豪雨等が頻発し、甚大な人的・物的被害が発生しています。本市においては、北部は海に面し河川と山に囲まれた一帯に街が発達しており風水害等に対しては必ずしも強い地形ではなく、太平洋で発生する台風が、太平洋高気圧の縁を廻って北上し、唐津付近を通過する傾向があり、毎年のように水害や土砂災害が発生しています。
- ▶ 特に、近海においては最大瞬間風速50m/秒を越える台風も来襲しているほか、洪水だけでなく高潮による被害の危険性も高くなっています。
- ▶ また、近年では、異常気象に伴い平成30年、令和元年には特別大雨警報が発表され、避難勧告や避難指示が発令されています。

【本市における主な災害履歴】

主な災害	状況等
平成18年9月16日～18日	・台風13号により土石流や土砂災害が発生。
平成30年7月5日～7日	・豪雨により、大雨特別警報が佐賀県で初めて発令され、人的被害（重症1名）も発生し、住家・道路・河川被害も多数に及んだ。筑肥線では線路への土砂流入で脱線事故が発生。
令和元年8月27日～30日	・大雨により、大雨特別警報が発令され、人的被害はなかったものの、多数のインフラ被害が生じた。
令和2年6月中旬から7月末	・梅雨前線の影響により長雨が続き、7月の月間累積雨量は814mmに達し過去最高記録を塗り替えた。

【近年における被災箇所状況】

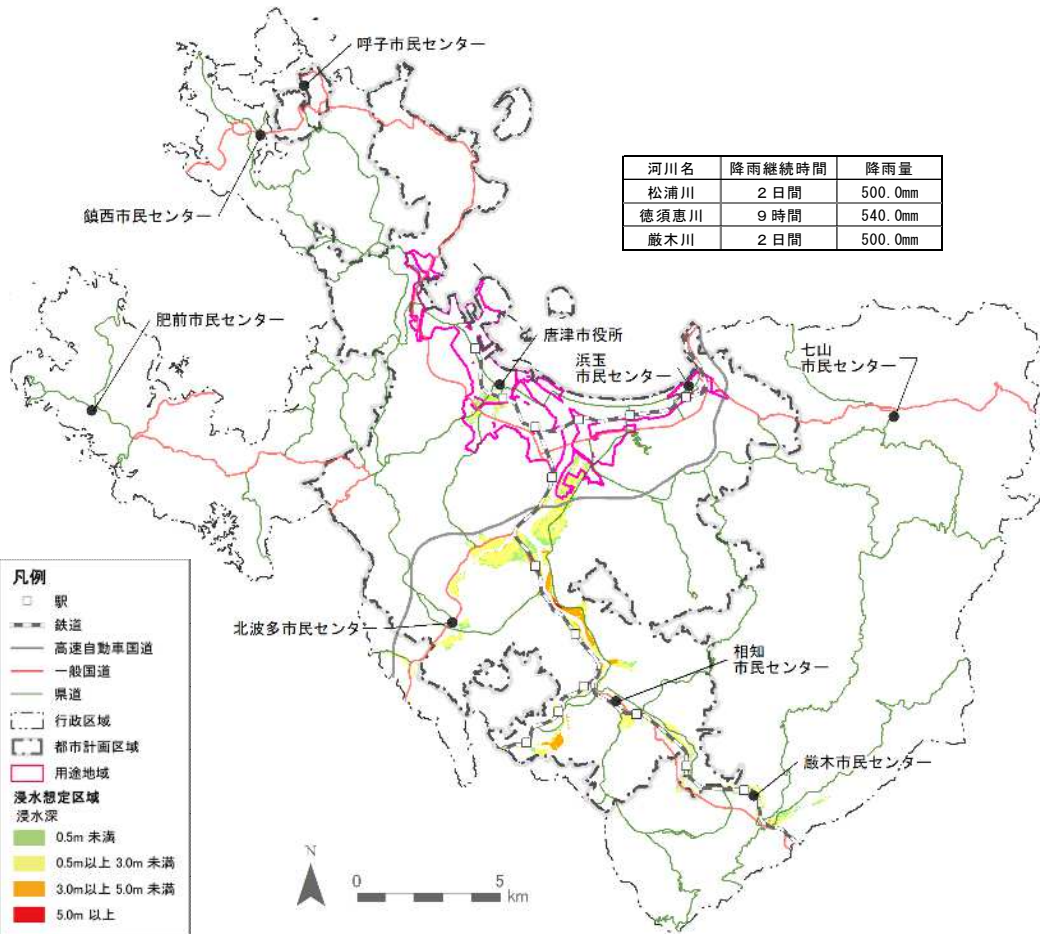


(2) 災害ハザードの状況 (※第3回策定委員会資料の再掲)

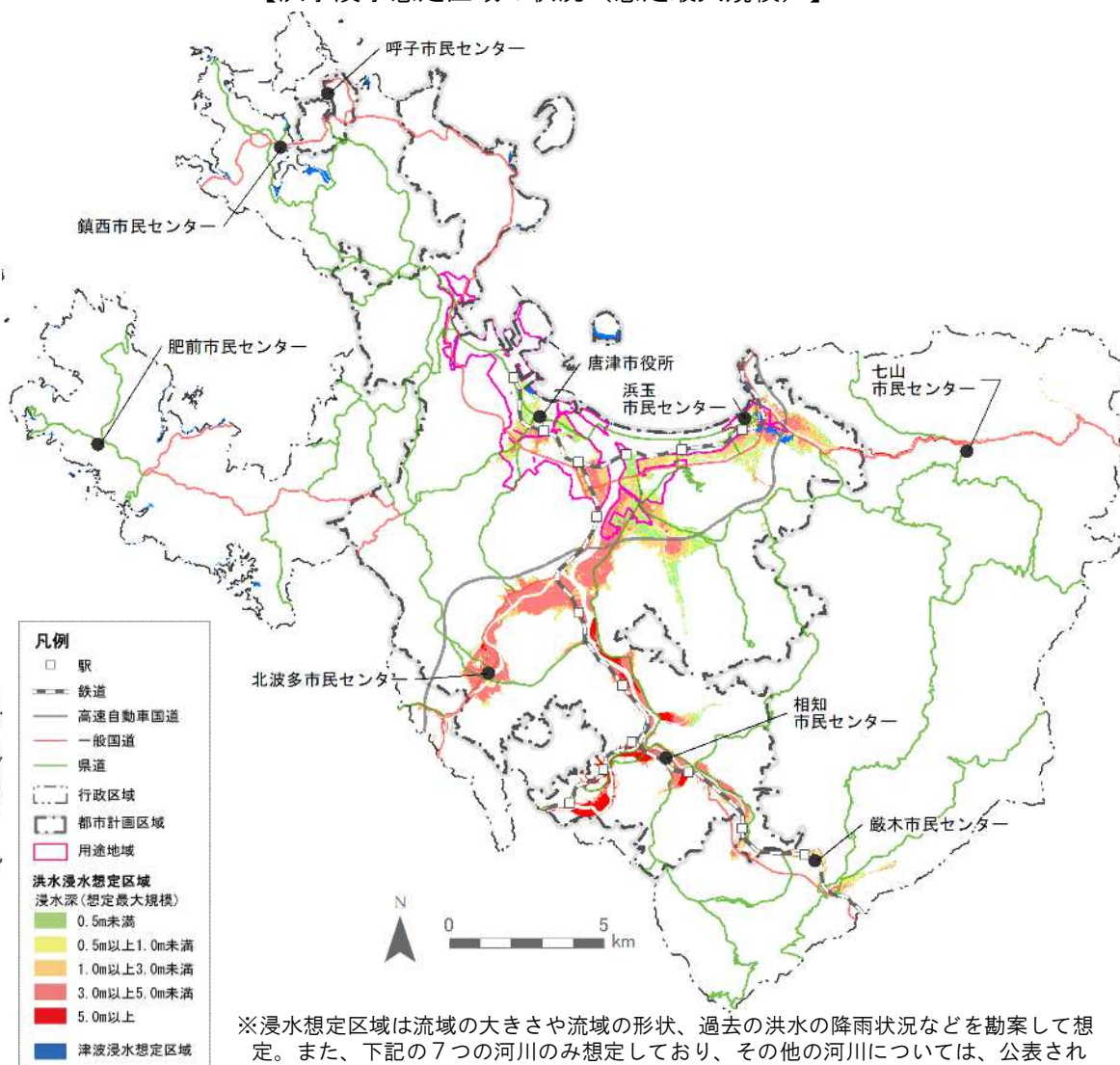
② 災害ハザードの状況

- ▶ 立地適正化計画の策定にあたっては、都市が抱える災害リスクについて分析を行った上で、居住誘導区域の設定や防災・減災対策を講じながら計画策定を進める必要があります。
- ▶ そこで、本市において特に懸念される「浸水(河川・ため池・高潮)」「津波」「土砂災害」の3つの災害のリスクについて分析を行います。
- ▶ 洪水浸水想定区域は市街地の東部から南部にかけて指定されています。市街地部の浸水深は3m未満が多くなっていますが、松浦川沿いや徳須恵川沿いなどでは、浸水深が3~5m未満のエリアや5m以上浸水するエリアも存在しています。

【洪水浸水想定区域の状況(計画規模)】



【洪水浸水想定区域の状況(想定最大規模)】



※浸水想定区域は流域の大きさや流域の形状、過去の洪水の降雨状況などを勘案して想定。また、下記の7つの河川のみ想定しており、その他の河川については、公表された情報をもとに随時追加予定。

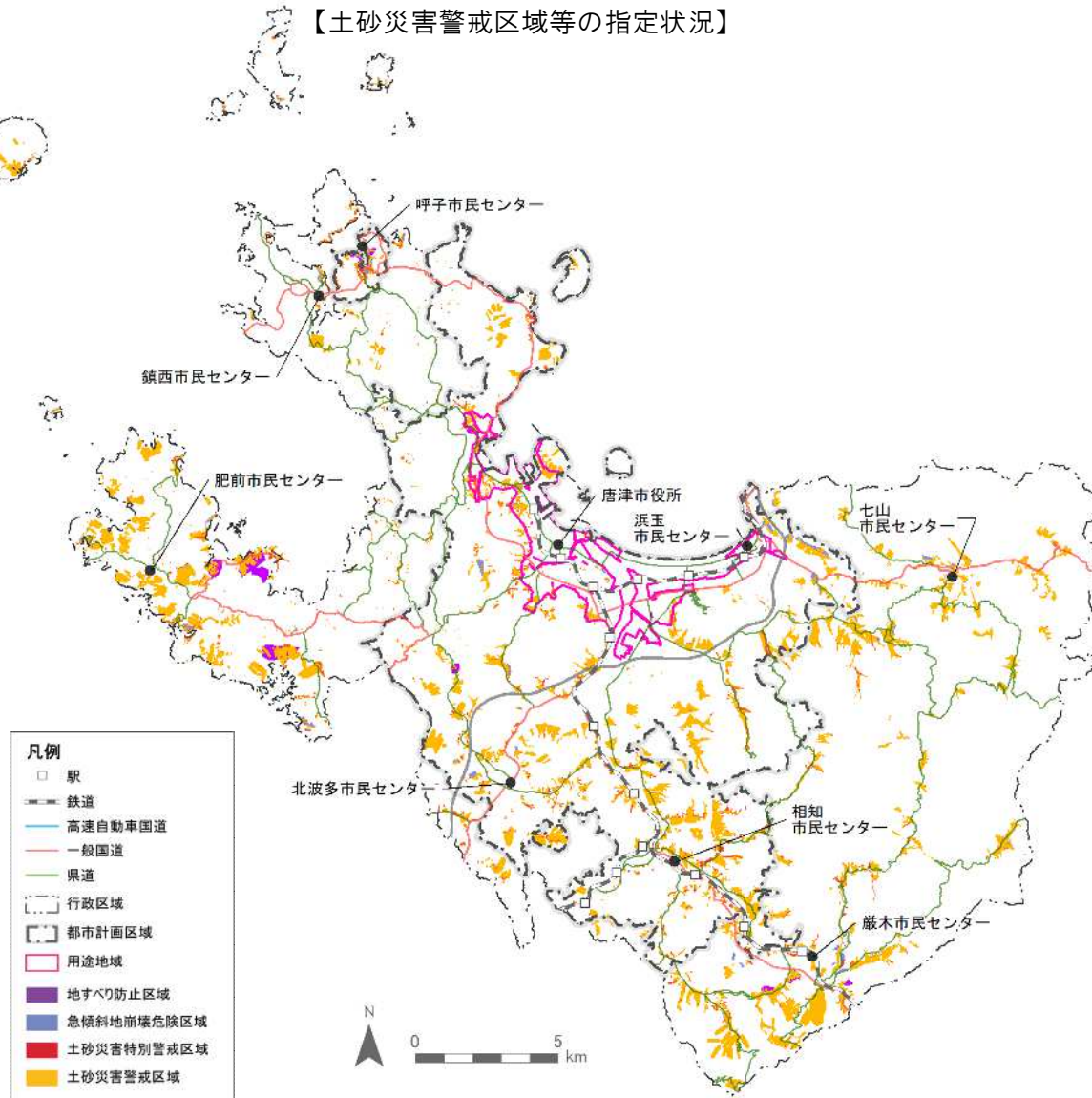
河川名	降雨継続時間	降雨量
松浦川	6時間	515.0mm
半田川	1時間	151.0mm
宇木川	1時間	151.0mm
玉島川	9時間	670.0mm
横田川	9時間	670.0mm
町田川	6時間	643.0mm
左伊岐佐川	6時間	629.0mm

唐津市の観測史上最大降雨量			
要素名	降雨量	日時	気象警報など
日降水量	264.0mm	令和3年8月14日	大雨特別警報
1時間降水量	70.0mm	平成29年8月26日	大雨警報
月降水量	1,085.5mm	令和3年8月	大雨特別警報

(2) 災害ハザードの状況 (※第3回策定委員会資料の再掲)

- 本都市計画区域の周辺は豊かな自然に恵まれた山林等が保全されている一方で、土砂災害特別警戒区域や急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域など、土砂災害の恐れのある区域が多数存在しています。こうした災害の恐れのある区域に対して、ハード・ソフトの両面から防災・減災対策を検討していくことが必要です。

【土砂災害警戒区域等の指定状況】



(3) 災害リスク分析 (※第3回策定委員会資料の再掲)

▶ 本市で懸念される「浸水（河川・ため池・高潮）」「津波」「土砂災害」について、①垂直避難で対応できるか、②避難施設が利用できるか、③病院・高齢者福祉施設が利用できるか、④家屋倒壊の危険性がないか、⑤家屋等への土砂災害の恐れがないか、の5つの視点から災害リスク分析を行います。

① 垂直避難で対応できるか

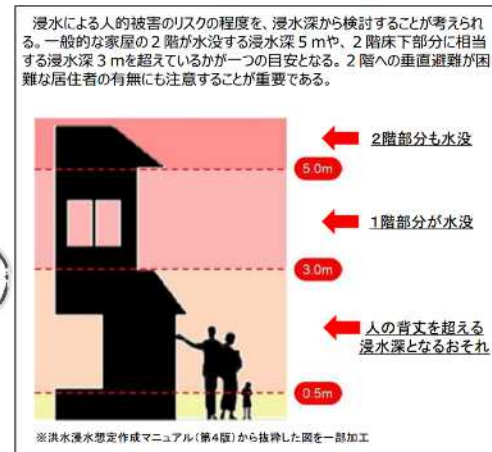
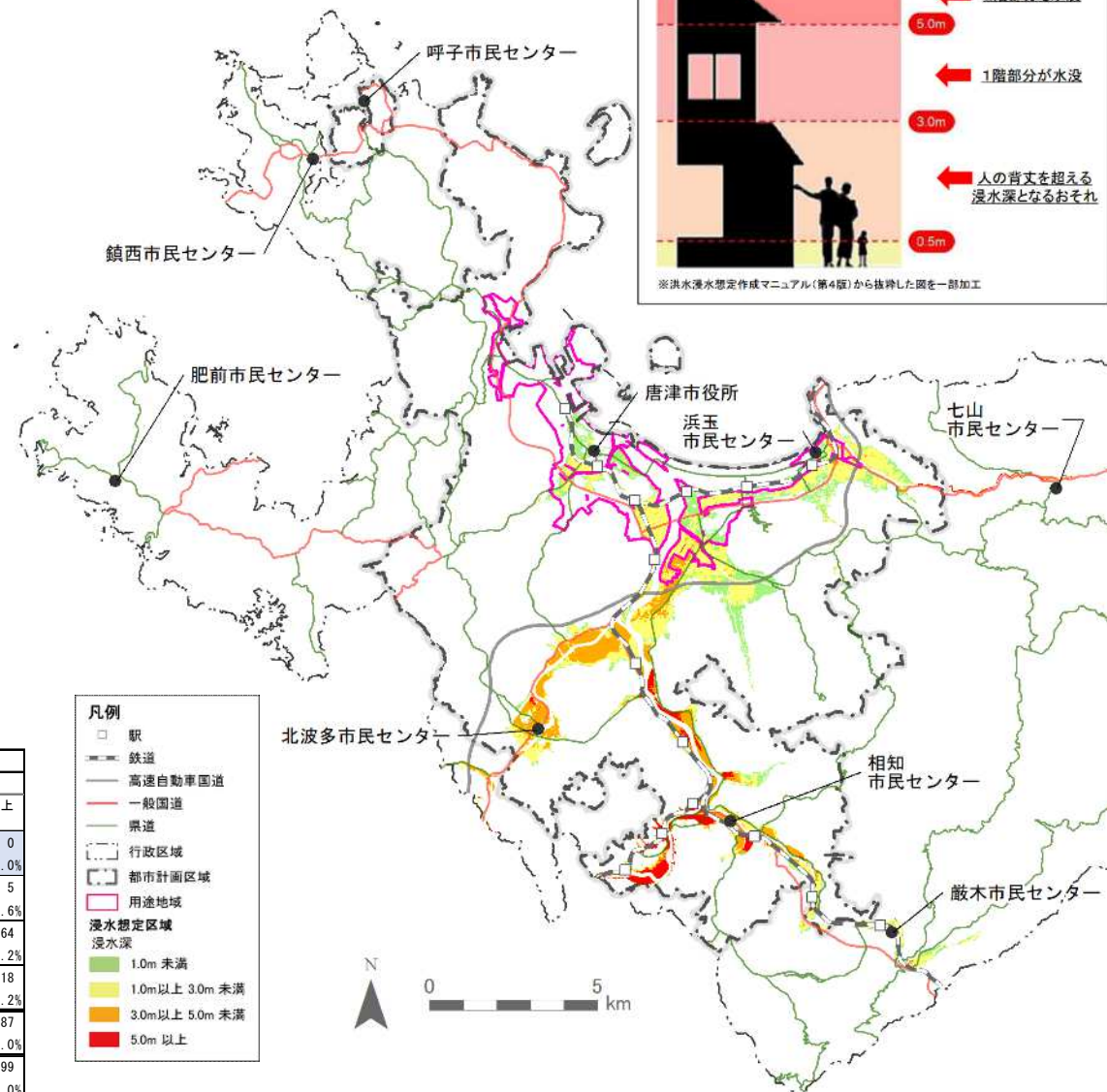
【洪水浸水想定区域】

- ▶ 想定最大降雨規模（1,000年に1回程度の発生頻度）による洪水浸水想定区域は、松浦川や玉島川などの流域に広がっています。
- ▶ 用途地域内では、主に1階床上以上（3m未満）の浸水が想定されていますが、徳須恵川沿いなどでは2階床上以上（3m～5m未満や5m以上）の浸水が想定される地域も見られます。
- ▶ 浸水が発生した場合に、浸水想定区域に含まれる人は市全体人口の31%にあたる約37,000人であり、さらに2階以上が浸水してしまい、垂直避難ができない人は、市全体人口の4%にあたる約4,500人となっています。用途地域内では、浸水想定区域に含まれる人は用途地域内人口の42%にあたる21,000人であり、そのうち垂直避難が困難な人は1%（約500人）となっています。
- ▶ また、建物では垂直避難ができない建物は市全体で約5,500棟、用途地域内では約2,200棟となっています。（下表の網掛けの箇所の合計）
- ▶ さらに、避難に対して配慮が求められる65歳以上の高齢者は、浸水区域内に市全体で27%（約10,200人）、用途地域内では40%（約5,800人）存在しています。
- ▶ 洪水浸水想定区域は、居住誘導区域の設定において、区域から除外する区域とはされていませんが、人的・物的被害の状況を考慮し、浸水深の状況、今後の防災・減災対策などを踏まえて、区域から除外すべきかどうか検討することが必要です。

【浸水深別の被災人口及び被災建物の状況】

浸水深	唐津市全体						用途地域内					
	浸水区域内の人口		浸水区域内の階数別建物数				浸水区域内の人口		浸水区域内の階数別建物数			
	総数 (人)	65歳以上 (人)	総棟数 (棟)	1階 (棟)	2階 (棟)	3階以上 (棟)	総数 (人)	65歳以上 (人)	総棟数 (棟)	1階 (棟)	2階 (棟)	3階以上 (棟)
5m以上	344 0.3%	138 0.4%	64 0.1%	43 0.1%	20 0.1%	1 0.1%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.0%	1 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
3～5m未満	4,184 3.6%	1,119 2.9%	1,411 2.4%	699 2.3%	694 2.5%	18 1.5%	541 1.1%	122 0.8%	112 0.4%	48 0.4%	59 0.4%	5 0.6%
1～3m未満	19,652 16.7%	5,198 13.5%	9,794 16.6%	4,338 14.2%	5,229 19.0%	227 19.5%	12,368 24.9%	3,113 21.5%	5,103 18.1%	2,272 17.7%	2,667 18.5%	164 18.2%
1m未満	12,338 10.5%	3,763 9.8%	6,868 11.6%	2,985 11.6%	3,643 13.2%	240 20.6%	8,081 16.2%	2,542 17.6%	4,876 17.3%	2,099 16.3%	2,559 17.8%	218 24.2%
浸水想定区域内 合計	36,518 31.0%	10,218 26.6%	18,137 30.7%	8,065 26.5%	9,586 34.9%	486 41.8%	20,990 42.2%	5,777 40.0%	10,092 35.9%	4,420 34.4%	5,285 36.7%	387 43.0%
唐津市全体	117,622 100.0%	38,409 100.0%	59,155 100.0%	30,488 100.0%	27,504 100.0%	1,163 100.0%	49,737 100.0%	14,446 100.0%	28,143 100.0%	12,839 100.0%	14,405 100.0%	899 100.0%

【洪水浸水想定区域の状況】



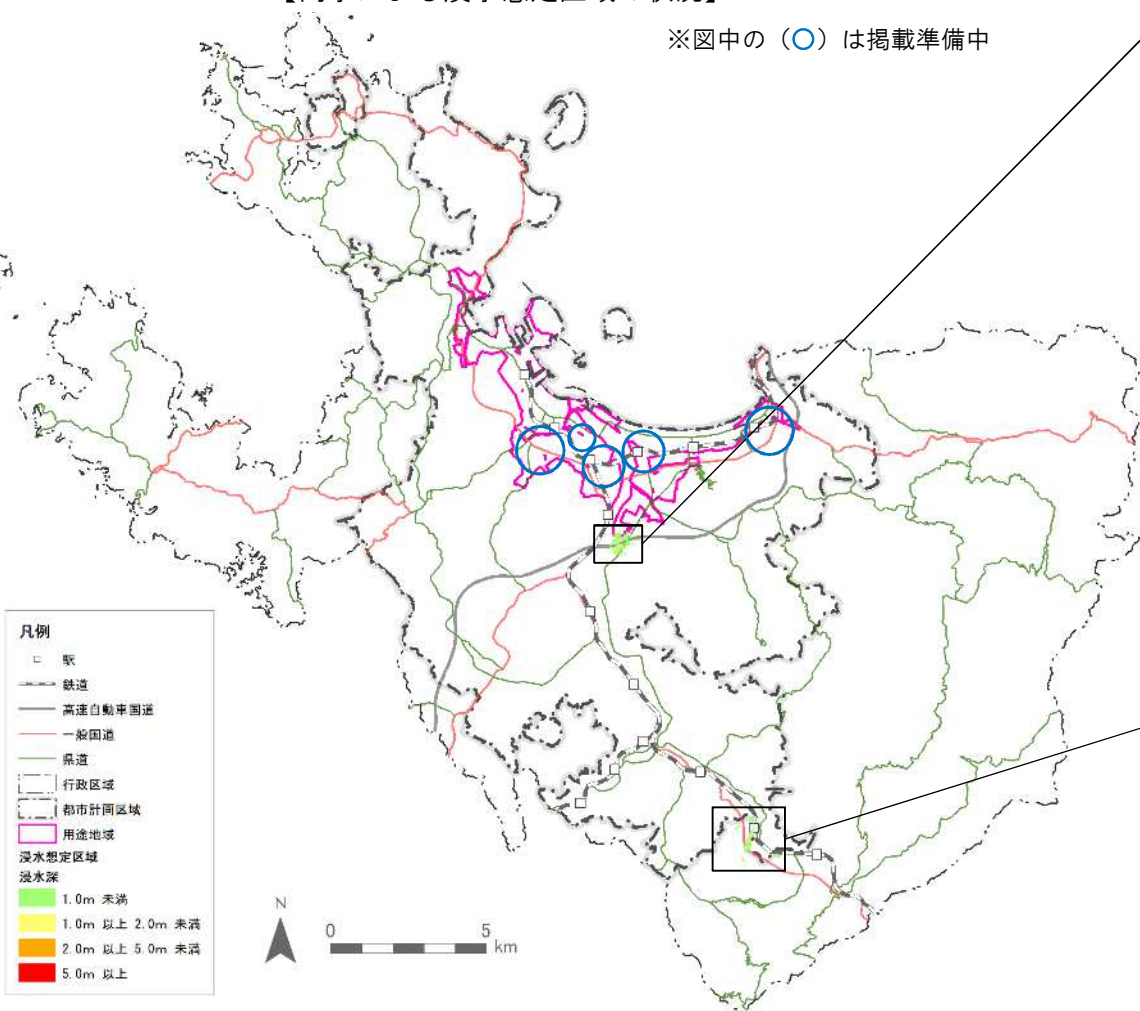
(3) 災害リスク分析 (※追加資料)

【内水氾濫による浸水想定区域】

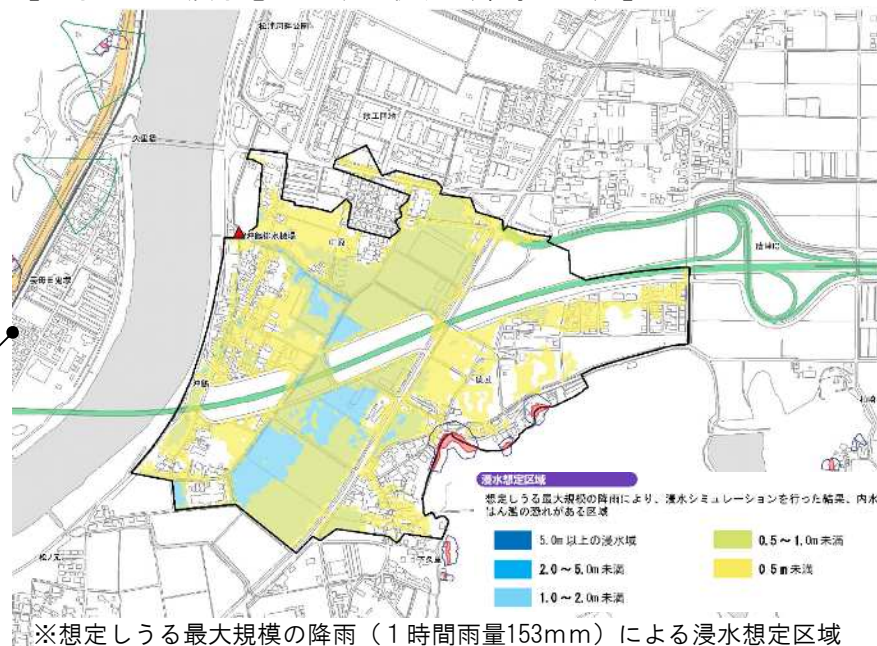
- ▶ 本市には、大雨で増水し、降った雨が河川へ排水できずに氾濫（内水氾濫）することが想定される地域に、中原地区や巖木地区などが含まれています。
- ▶ 浸水深別に見ると、浸水深が1m未満の範囲が大半となっており、内水氾濫による浸水想定区域は、居住誘導区域の設定において、区域から除外する区域とはされていませんが、人的・物的被害の状況を考慮し、浸水深の状況、今後の防災・減災対策などを踏まえて、区域から除外すべきかどうか検討することが必要です。

【内水による浸水想定区域の状況】

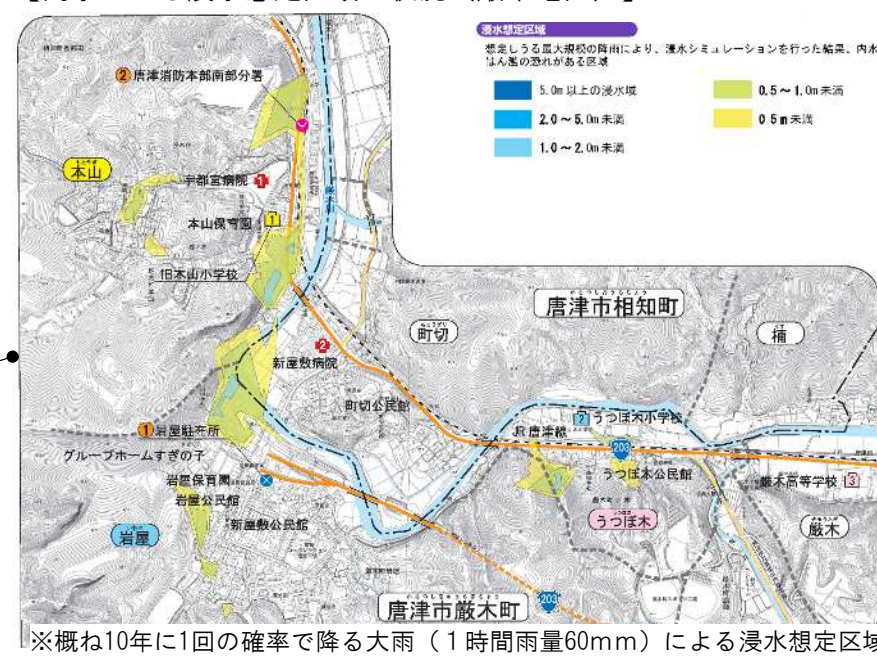
※図中の(○)は掲載準備中



【内水による浸水想定区域の状況（中原地区）】



【内水による浸水想定区域の状況（巖木地区）】



(3) 災害リスク分析 (※第3回策定委員会資料の再掲)

【ため池による浸水想定区域】

- ▶ 本市には農業用のため池をはじめとして、大小さまざまなため池が分布しており、地震や集中豪雨等によりため池が決壊した場合には、その周辺などにおいて浸水が想定されています。
- ▶ ため池の浸水想定区域内においては、浸水深が低い場合であっても、流水力により歩行が困難になる恐れや、家屋等の倒壊の危険性などが懸念されます。
- ▶ 浸水深別に見ると、浸水深が1m未満の範囲が大半となっていますが、浸水想定区域に含まれる人口は市全体の41%にあたる約48,400人と見込まれています。さらに、避難に配慮を要する65歳以上の高齢者も約15,800人が浸水想定区域に含まれると見込まれています。
- ▶ また、垂直避難が困難な建物は市全体で109棟、用途地域内では25棟と数は少ないですが、発災時には安全な施設への避難に対する配慮が必要となっています。
- ▶ ため池による浸水想定区域は、居住誘導区域の設定において、区域から除外する区域とはされていませんが、人的・物的被害の状況を考慮し、浸水深の状況、今後の防災・減災対策などを踏まえて、区域から除外すべきかどうか検討することが必要です。

【浸水深別の被災人口及び被災建物の状況】

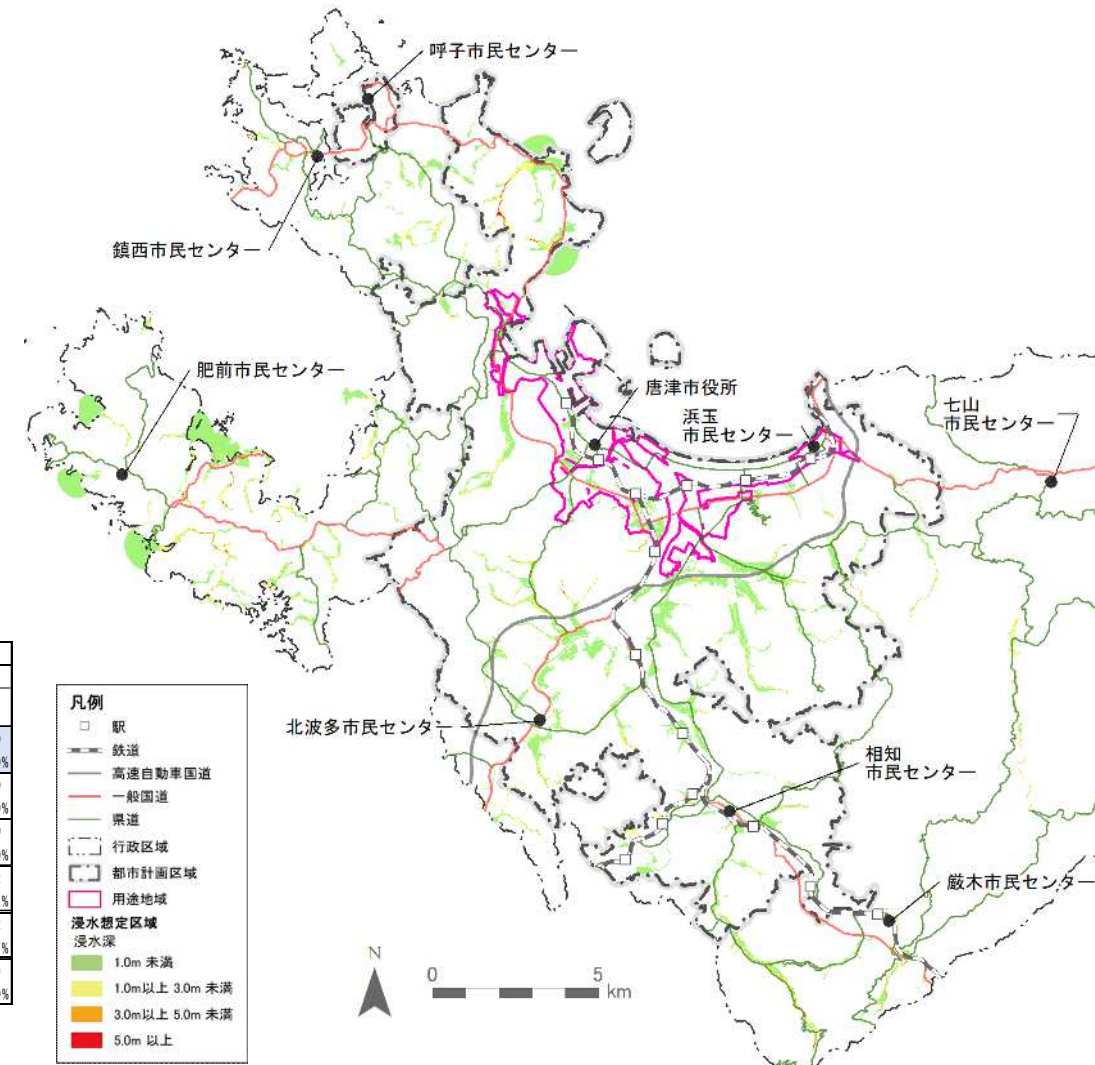
浸水深	唐津市全体						用途地域内					
	浸水区域内の人口		浸水区域内の階数別建物数				浸水区域内の人口		浸水区域内の階数別建物数			
	総数 (人)	65歳以上 (人)	総棟数 (棟)	1階 (棟)	2階 (棟)	3階以上 (棟)	総数 (人)	65歳以上 (人)	総棟数 (棟)	1階 (棟)	2階 (棟)	3階以上 (棟)
5m以上	46 0.04%	17 0.04%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
3～5m未満	9 0.01%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
1～3m未満	7,613 6.5%	2,883 7.5%	170 0.3%	109 0.4%	60 0.2%	1 0.1%	903 1.8%	243 1.7%	32 0.1%	25 0.2%	7 0.0%	0 0.0%
1m未満	40,740 34.6%	12,949 33.7%	4,960 8.4%	2,551 8.4%	2,353 8.6%	56 4.8%	17,898 36.0%	5,272 36.5%	2,106 7.5%	951 7.4%	1,113 7.7%	42 4.7%
浸水想定区域内 合計	48,408 41.2%	15,849 41.3%	5,130 8.7%	2,660 8.7%	2,413 8.8%	57 4.9%	18,801 37.8%	5,515 38.2%	2,138 7.6%	976 7.6%	1,120 7.8%	42 4.7%
唐津市	117,622 100.0%	38,409 100.0%	59,155 100.0%	30,488 100.0%	27,504 100.0%	1,163 100.0%	49,737 100.0%	14,446 100.0%	28,143 100.0%	12,839 100.0%	14,405 100.0%	899 100.0%

※浸水区域内の人口は250mメッシュと浸水区域が重なるメッシュの合計値。各浸水区分別の人口は、250mメッシュに含まれる浸水想定深の面積割合が最も大きい浸水区分を基準として人口を集計。

※表中の網掛けの箇所は垂直避難での対応が困難な人口または建物数を表している。

※表中の割合は、唐津市全体の人口または建物数に対する浸水深別の浸水想定区域に含まれる割合を表している。

【ため池による浸水想定区域の状況】



(3) 災害リスク分析 (※第3回策定委員会資料の再掲)

【高潮による浸水想定区域】

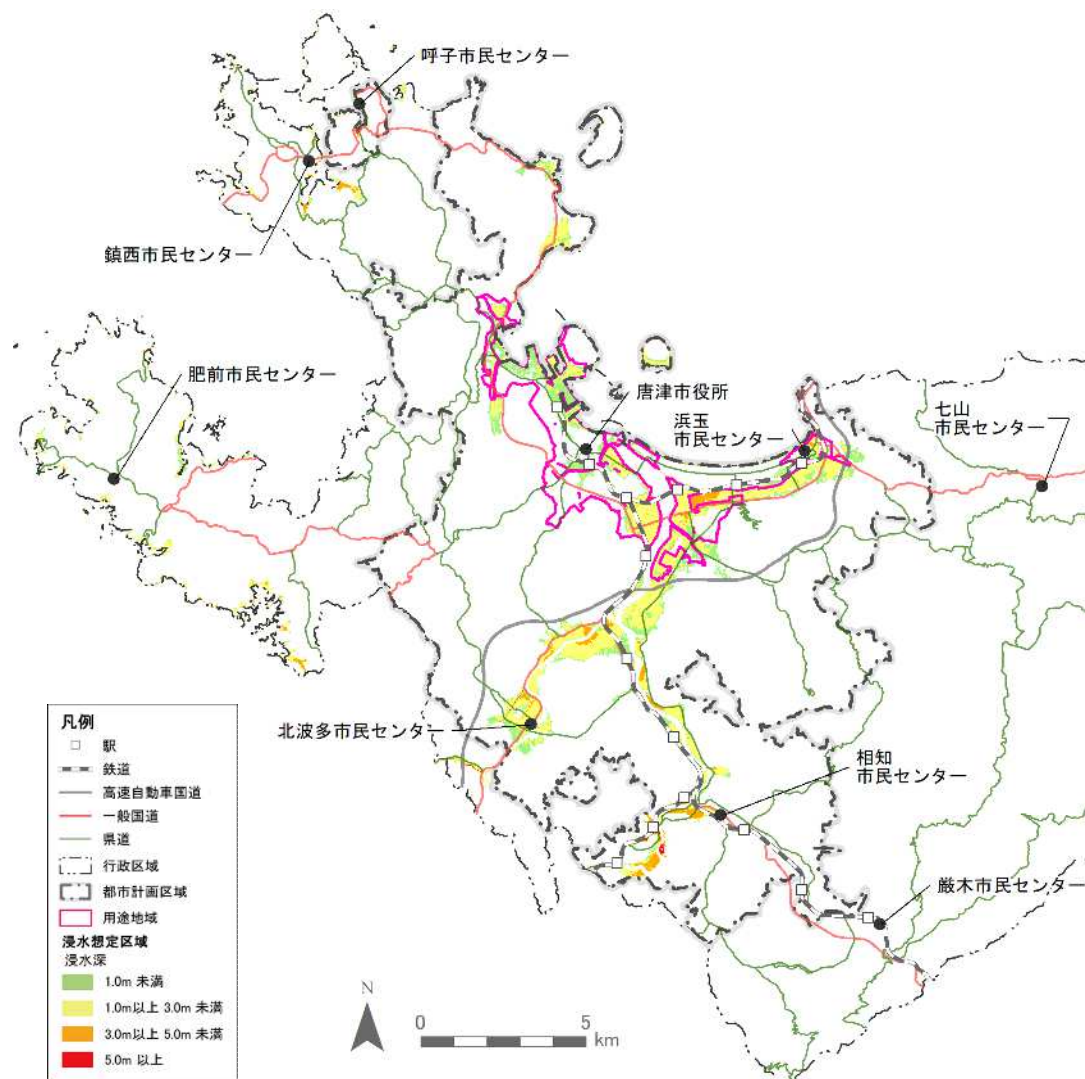
- ▶ 既往最大規模の台風を基本とし、中心気圧900hPaなど最悪の状況が重なることを前提としたシミュレーションによる、高潮の浸水想定区域が、本市の沿岸域や河川沿いにおいて分布しています。
- ▶ 高潮の浸水想定区域内においては、浸水深が低い場合であっても、流水力により歩行が困難になる恐れや、家屋等の倒壊の危険性などが懸念されます。
- ▶ 浸水深別に見ると、浸水深が1～3m未満のエリアが多くなっていますが、用途地域内の一部のほか、相知地区などの河川上流部であっても浸水深が5m以上となるエリアの分布が見られます。
- ▶ 災害時に垂直避難が困難と考えられる人口は、市全体で約900人（1%）、用途地域内で約200人程度、また、建物では市全体で約5,200棟（9%）、用途地域内では約3,400棟（12%）と見込まれることから、避難等において配慮することが必要です。
- ▶ 高潮による浸水想定区域は、居住誘導区域の設定において、区域から除外する区域とはされていませんが、人的・物的被害の状況を考慮し、浸水深の状況、今後の防災・減災対策などを踏まえて、区域から除外すべきかどうか検討することが必要です。

【浸水深別の被災人口及び被災建物の状況】

浸水深	唐津市全体						用途地域内					
	浸水区域内の人口		浸水区域内の階数別建物数				浸水区域内の人口		浸水区域内の階数別建物数			
	総数 (人)	65歳以上 (人)	総棟数 (棟)	1階 (棟)	2階 (棟)	3階以上 (棟)	総数 (人)	65歳以上 (人)	総棟数 (棟)	1階 (棟)	2階 (棟)	3階以上 (棟)
5m以上	0 0.0%	0 0.0%	28 0.0%	13 0.04%	14 0.1%	1 0.1%	0 0.0%	0 0.0%	28 0.1%	13 0.1%	14 0.1%	1 0.1%
3～5m未満	893 0.8%	348 0.9%	309 0.5%	151 0.5%	153 0.6%	5 0.4%	232 0.5%	118 0.8%	193 0.7%	91 0.7%	99 0.7%	3 0.3%
1～3m未満	23,922 20.3%	6,675 17.4%	10,552 17.8%	4,847 15.9%	5,407 19.7%	298 25.6%	14,539 29.2%	4,081 28.3%	7,178 25.5%	3,204 25.0%	3,730 25.9%	244 27.1%
1m未満	12,045 10.2%	3,840 10.0%	8,822 14.9%	4,054 13.3%	4,497 16.4%	271 23.3%	6,487 13.0%	2,049 14.2%	5,025 17.9%	2,331 18.2%	2,488 17.3%	206 22.9%
浸水想定区域内 合計	36,860 31.3%	10,863 28.3%	19,711 33.3%	9,065 29.7%	10,071 36.6%	575 49.4%	21,258 42.7%	6,248 43.3%	12,424 44.1%	5,639 43.9%	6,331 44.0%	454 50.5%
唐津市	117,622 100.0%	38,409 100.0%	59,155 100.0%	30,488 100.0%	27,504 100.0%	1,163 100.0%	49,737 100.0%	14,446 100.0%	28,143 100.0%	12,839 100.0%	14,405 100.0%	899 100.0%

※浸水区域内の人口は250mメッシュと浸水区域重なるメッシュの人口の合計値。
 ※表中の網掛けの箇所は垂直避難での対応が困難な人口または建物数を表している。
 ※表中の割合は、唐津市全体の人口または建物数に対する浸水深別の浸水想定区域に含まれる割合を表している。

【高潮による浸水想定区域の状況】



(3) 災害リスク分析 (※第3回策定委員会資料の再掲)

【津波浸水想定区域】

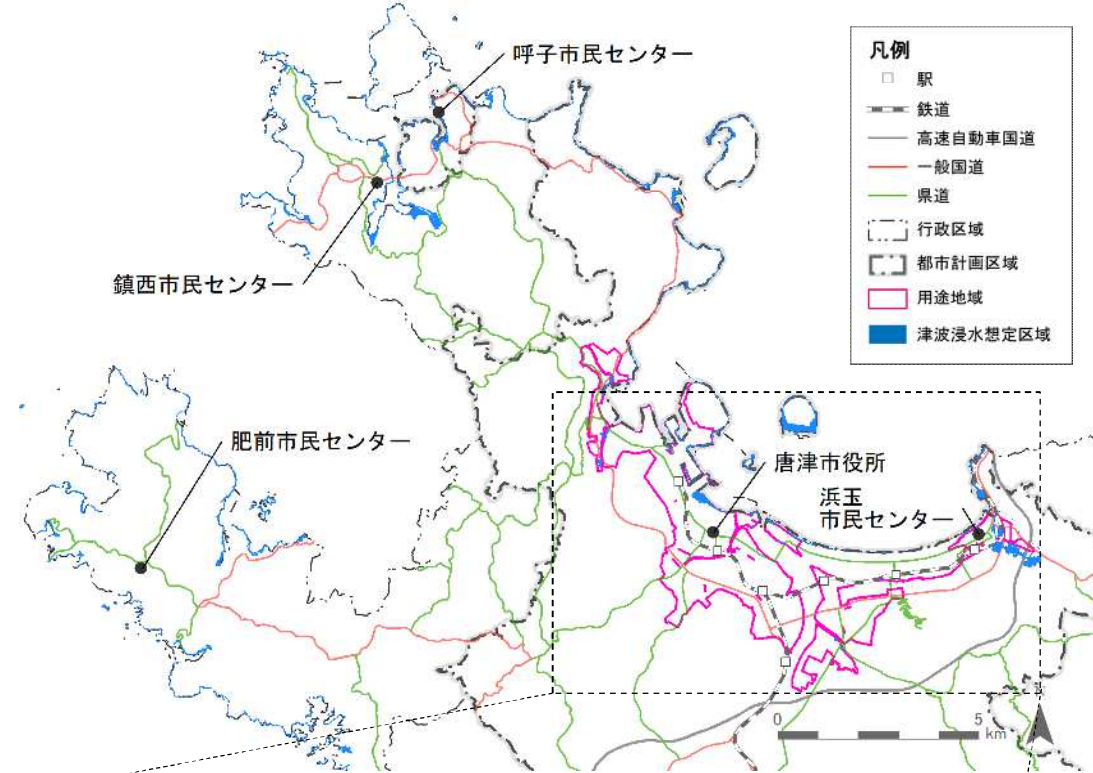
- 本市の沿岸域においては、地震発生における津波浸水想定区域が分布しています。
- 津波浸水想定区域内においては、浸水深が0.5m未満であっても歩行が困難になる恐れや、津波により家屋等の倒壊の危険性が懸念されます。
- 津波浸水想定区域には市全体で13%にあたる約15,000人が含まれ、そのうち6,000人は65歳以上の高齢者であることから、避難等において配慮が必要です。また、倒壊等の危険性がある建物も約940棟あり、そのうち約750棟が住宅等となっています。
- 用途地域内では、津波浸水想定区域には12%にあたる約5,800人が含まれ、そのうち65歳以上の高齢者が約2,000人となっています。さらに、倒壊等の恐れのある建物も194棟、うち162棟は住宅等となっています。
- 津波浸水想定区域は、居住誘導区域の設定において除外する区域とはされていませんが、災害発生時における人的・物的被害の状況などを考慮し、防災・減災対策を講じることが必要です。

【浸水深別の被災人口及び被災建物の状況】

浸水深	唐津市全体						用途地域内					
	浸水区域内の人口		津波浸水区域内の建物数				浸水区域内の人口		浸水区域内の建物数			
	総数 (人)	65歳以上 (人)	総棟数 (棟)	住宅等 (棟)	木造 (棟)	住宅等の 木造 (棟)	総数 (人)	65歳以上 (人)	総棟数 (棟)	住宅等 (棟)	木造 (棟)	住宅等の 木造 (棟)
津波浸水想定区域	15,203	6,030	943	752	695	628	5,848	2,062	194	162	136	127
	12.9%	15.7%	1.6%	1.5%	1.5%	1.5%	11.8%	14.3%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%
唐津市	117,622	38,409	59,155	49,175	46,711	42,571	49,737	14,446	28,143	24,314	21,504	20,238
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※浸水区域内の人口は250mメッシュと浸水区域が重なるメッシュの人口の合計値
 ※表中の割合は、唐津市全体の人口または建物数に対する浸水深別の浸水想定区域に含まれる割合を表している。

【津波浸水想定区域の状況】



【津波浸水想定区域の状況（用途地域周辺拡大図）】



(3) 災害リスク分析 (※第3回策定委員会資料の再掲)

② 避難施設が利用できるか

- 市内には避難場所が42箇所（重複を除く）、避難所が120箇所、福祉避難所が10箇所指定されています。
- 河川による浸水想定区域と避難所等の関係では、3m以上の浸水想定区域に避難場所1箇所、避難所5箇所、福祉避難所1箇所が含まれ、また、1～3m未満の浸水想定区域にもそれぞれ6箇所、15箇所、3箇所が含まれています。
- 高潮やため池による浸水想定区域と避難所等の関係では、3m以上の浸水想定区域に含まれる避難所等はありませんが、高潮では1～3m未満の浸水想定区域に避難場所1箇所、避難所14箇所、福祉避難所1箇所が含まれています。

【浸水深と避難施設の状況】

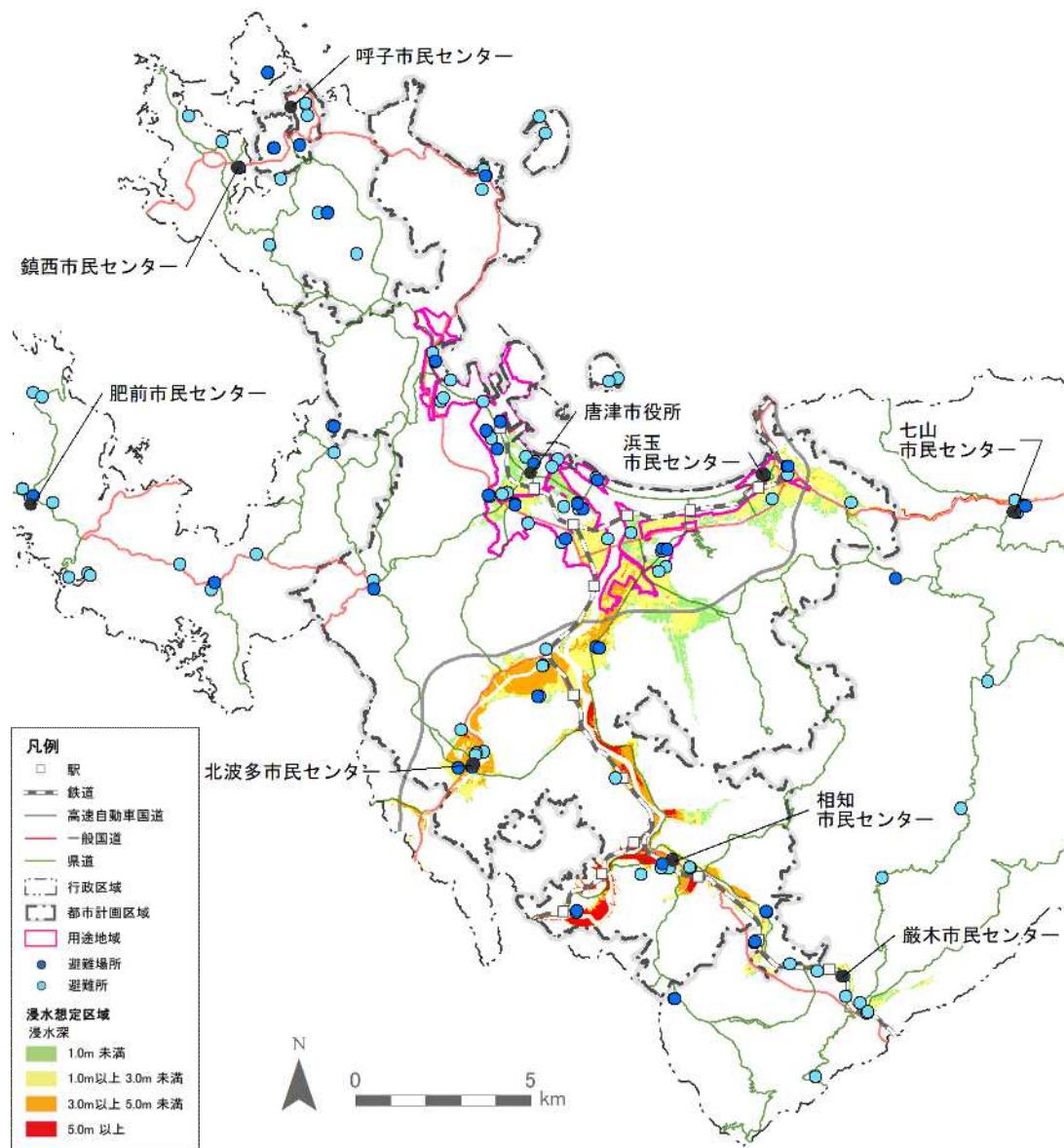
浸水深	河川による浸水想定			高潮による浸水想定			ため池による浸水想定		
	避難場所 (箇所)	避難所 (箇所)	福祉 避難所 (箇所)	避難場所 (箇所)	避難所 (箇所)	福祉 避難所 (箇所)	避難場所 (箇所)	避難所 (箇所)	福祉 避難所 (箇所)
5m以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3～5m未満	1	5	1	0	0	0	0	0	0
1～3m未満	6	15	3	1	14	1	0	0	0
1m未満	1	10	0	6	15	1	1	3	0
浸水なし	34	90	6	35	91	8	41	117	10
合計	42	120	10	42	120	10	42	120	10

【3m以上の浸水想定区域（河川）に含まれる避難所等一覧】

分類	地区	名称	浸水区分
避難場所	北波多	北波多総合保健センター	3～5m未満
避難所	北波多	北波多社会体育館	3～5m未満
		北波多小学校	3～5m未満
		北波多総合保健センター	3～5m未満
	相知	相知浦の川スポーツセンター	3～5m未満
福祉避難所	北波多	北波多総合保健センター	3～5m未満

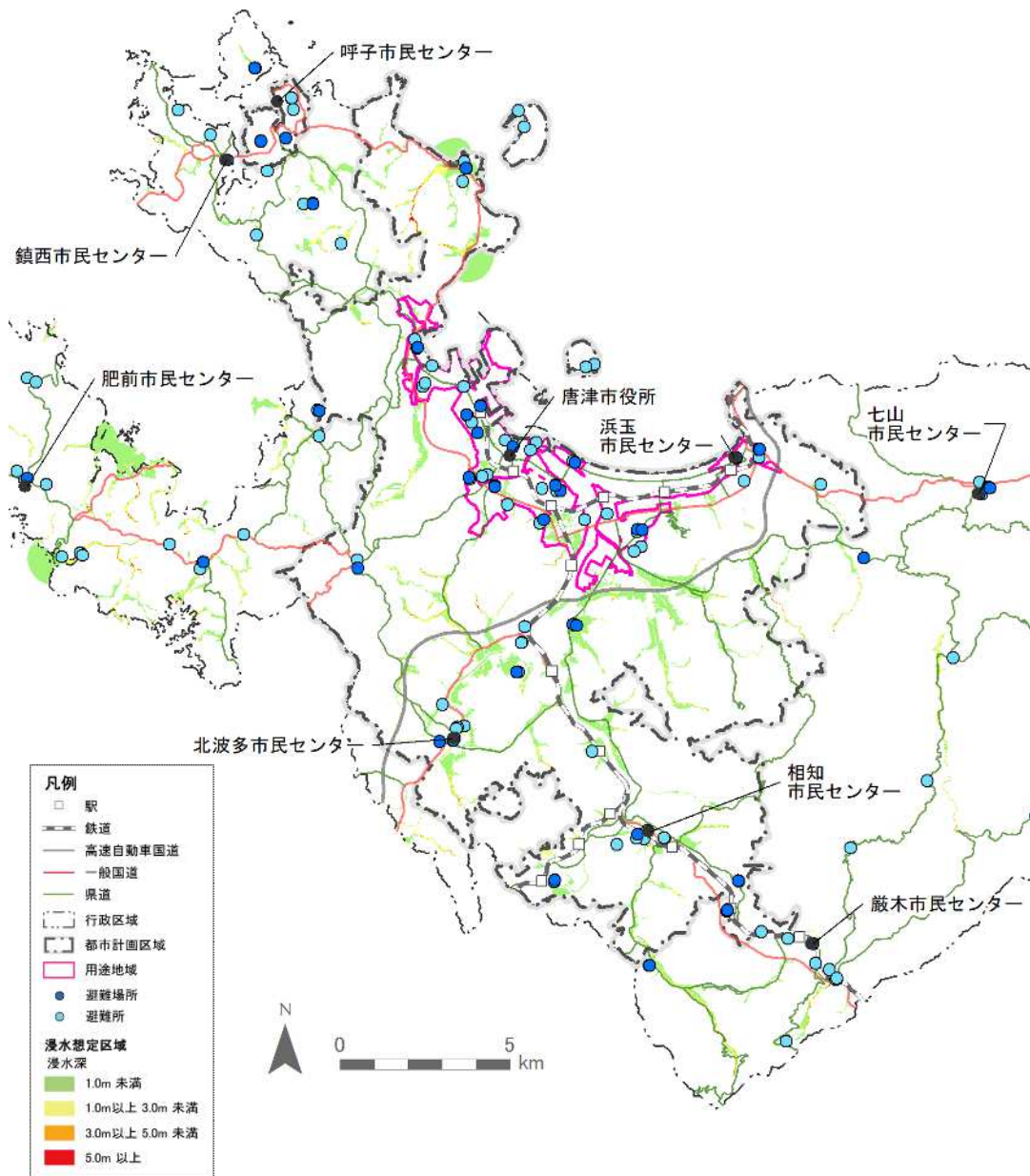
- 避難場所とは
 - ・災害が発生したときに、緊急的に避難して身を守るための場所
 - ・避難場所は災害の種類ごとに指定しているので、災害状況に合わせて避難する
 - ・避難場所は想定水位以上の高さに避難スペースがある施設のみを指定している
- 避難所とは
 - ・災害によって自宅などに戻ることができない場合に、避難生活を送る場所
 - ・災害の状況に応じて、開設する避難所を決定する
- 福祉避難所とは
 - ・災害によって自宅に戻ることができない場合に、高齢者や障がいのある方、乳幼児など特別な配慮が必要な方が避難生活を送る場所。

【河川による浸水想定区域と避難施設の状況】

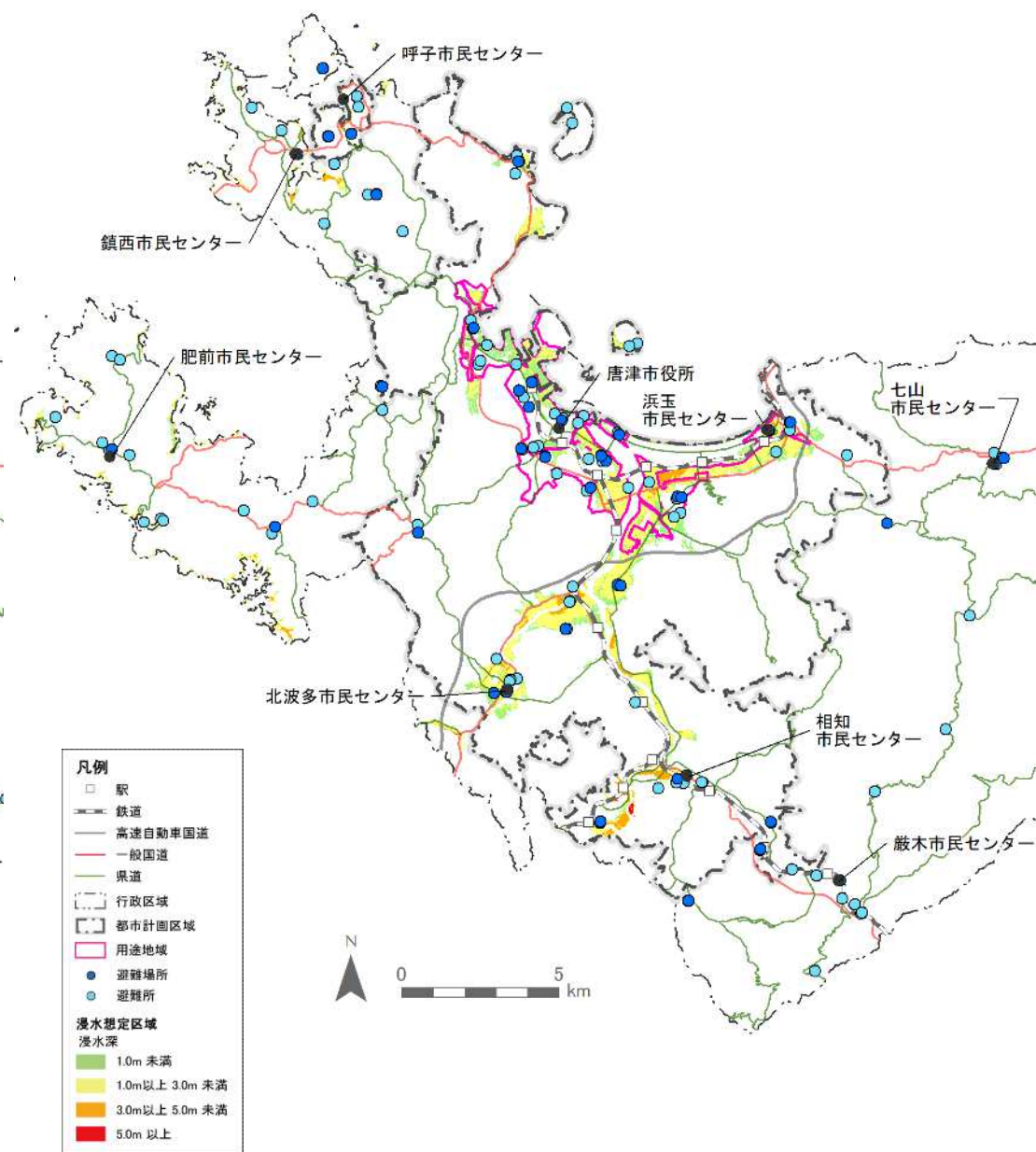


(3) 災害リスク分析 (※第3回策定委員会資料の再掲)

【ため池による浸水想定区域と避難施設の状況】



【高潮による浸水想定区域と避難施設の状況】



(3) 災害リスク分析 (※第3回策定委員会資料の再掲)

③ 病院・高齢者福祉施設が利用できるか

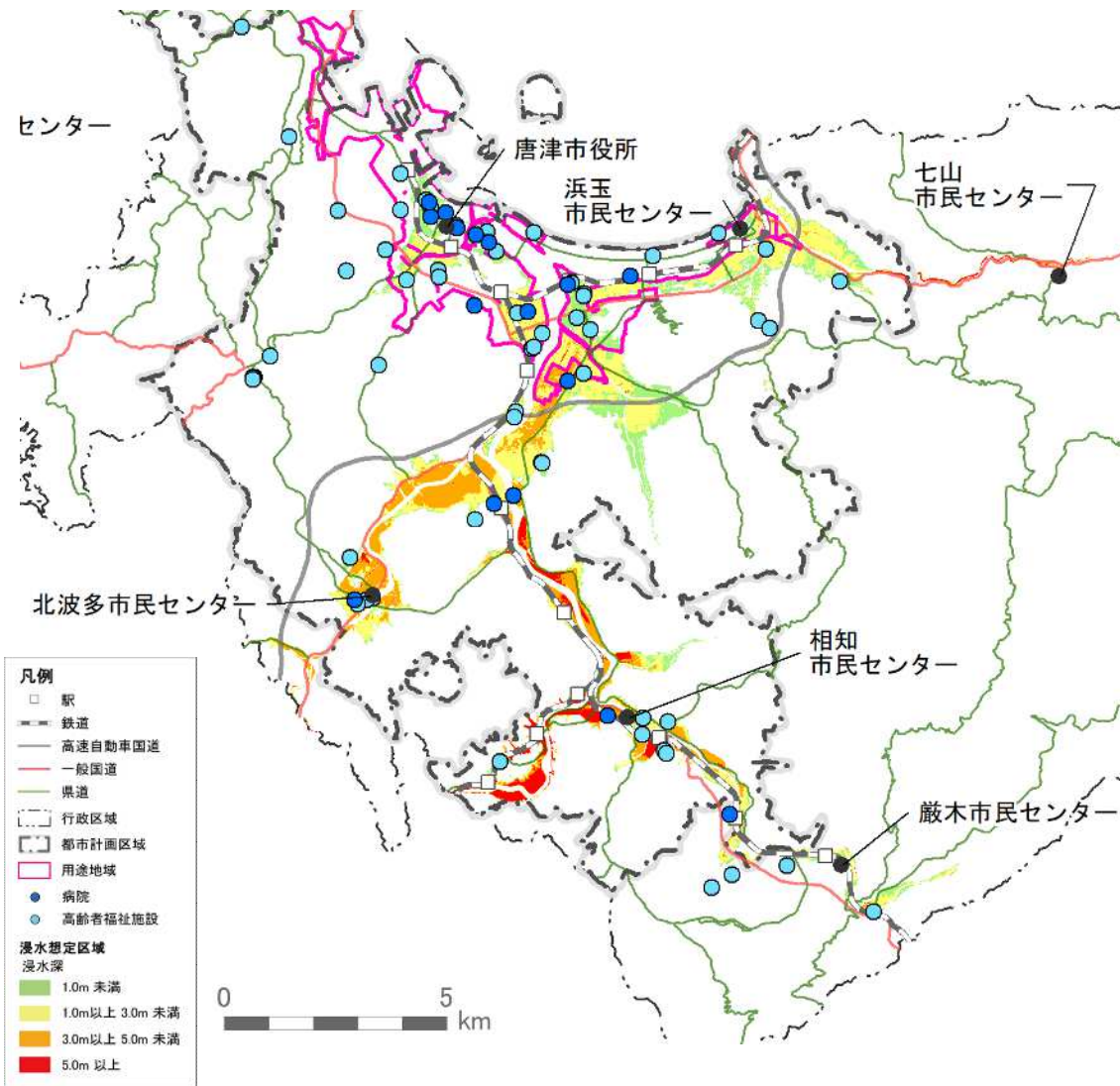
- ▶ 市内には高齢者福祉施設が74施設、病院が16施設分布しています。
- ▶ 各施設と河川による浸水想定区域との関係では、高齢者福祉施設74施設のうち、34%にあたる25施設が浸水想定区域に含まれ、うち19施設は1階床上以上（浸水深1～3m未満）となっており、利用者の安全の確保に配慮する必要があります。
- ▶ さらに、病院16施設のうち63%にあたる10施設が浸水想定区域に含まれ、うち7施設は1階床上以上（浸水深1～3m未満、3～5m未満、5m以上）となっており、災害発生時の利用が困難になることが想定されるため、災害時の医療体制確保のため、各機関が相互に協力し、迅速かつ的確な医療活動を実施することとしています。
- ▶ また、高潮とため池による浸水想定区域との関係では、3m以上の浸水想定区域に含まれる高齢者福祉施設や病院はありませんが、高潮による1～3m未満の浸水想定区域に高齢者福祉施設が15施設、病院は7施設が含まれており、災害時において高齢者福祉施設における高齢者の2階以上への避難に配慮が必要です。

※病院は医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するものを対象。（医療法第1条の5第1項）
 ※高齢者福祉施設は老人ホーム、老人福祉センター、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター、老人憩いの家、介護保険等の施設を対象。

【浸水想定区域と高齢者福祉施設および病院の状況】

浸水深	河川による浸水想定		高潮による浸水想定		ため池による浸水想定	
	高齢者福祉施設(施設)	病院(施設)	高齢者福祉施設(施設)	病院(施設)	高齢者福祉施設(施設)	病院(施設)
5m以上	0	1	0	0	0	0
3～5m未満	0	2	0	0	0	0
1～3m未満	19	4	15	7	0	0
1m未満	6	3	9	2	8	1
浸水なし	49	6	50	7	66	15
合計	74	16	74	16	74	16

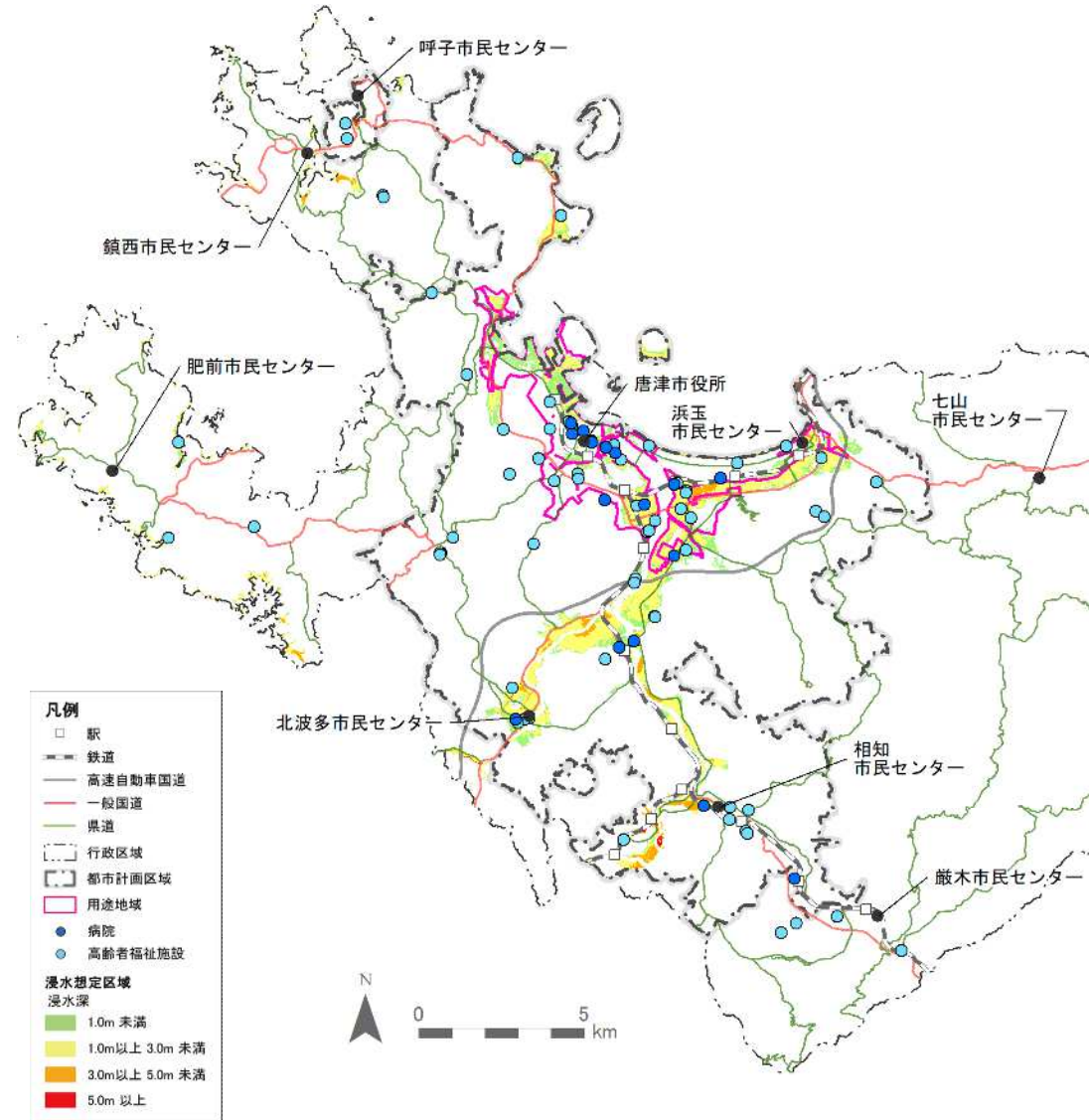
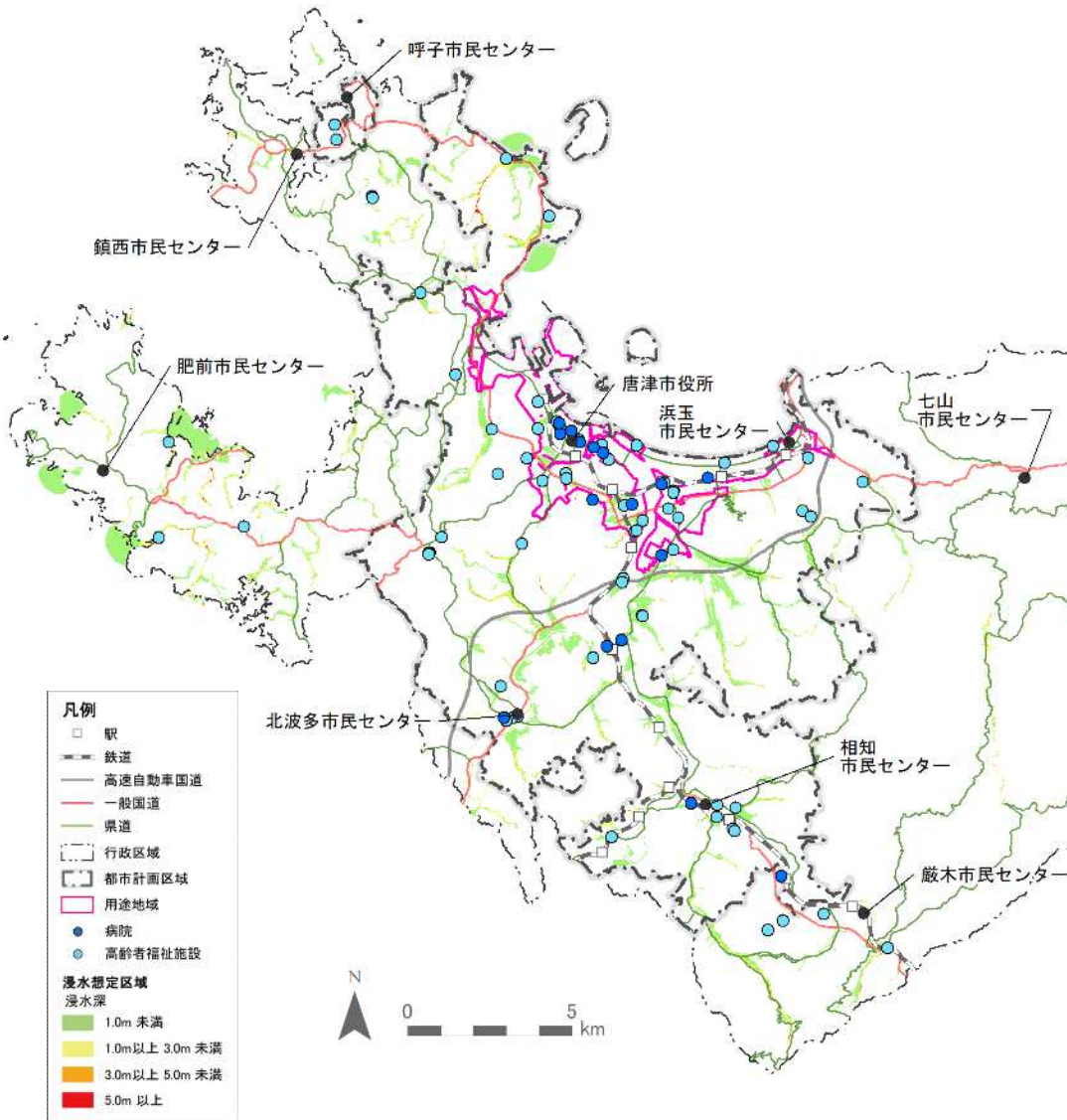
【河川による浸水想定区域と高齢者福祉施設および病院の状況】



(3) 災害リスク分析 (※第3回策定委員会資料の再掲)

【ため池による浸水想定区域と高齢者福祉施設および病院の状況】

【高潮による浸水想定区域と高齢者福祉施設および病院の状況】



(3) 災害リスク分析 (※第3回策定委員会資料の再掲)

④ 家屋倒壊の危険性がないか

【家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食・氾濫流）による倒壊】

- ▶ 想定最大降雨規模（1,000年に1回程度の発生頻度）の場合、建物の倒壊・流出の危険性が高い区域である家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食・氾濫流）がみられます。これらの区域は居住誘導区域を設定する場合には、浸水深に依らず、垂直避難による人命の保護が困難である可能性が高いことから、区域から除外する必要があります。
- ▶ 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）は、松浦川や半田川沿いに分布しており、松浦川沿いの用途地域内でも一部分布が見られます。
- ▶ また、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）は、松浦川や半田川、徳須恵川、厳木川沿いに分布しています。
- ▶ 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）に含まれる建物は市全体で160棟にとどまっていますが、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）では、市全体で約3,300棟が倒壊の危険性があり、そのうち2,600棟が住宅等となっています。さらに、より倒壊の危険性が高い木造の建物は約2,500棟となっています。
- ▶ 用途地域内においても倒壊の危険性がある建物は469棟あり、そのうち342棟が住宅等となっています。

【家屋倒壊等氾濫想定区域に含まれる建物の状況】

	唐津市全体				用途地域内			
	総建物数 (棟)	住宅等 (棟)	木造 (棟)	住宅等の 木造 (棟)	総建物数 (棟)	住宅等 (棟)	木造 (棟)	住宅等の 木造 (棟)
家屋等倒壊氾濫 想定区域(河岸浸食)	160 0.27%	97 0.20%	111 0.24%	91 0.21%	12 0.04%	6 0.02%	8 0.04%	6 0.03%
家屋等倒壊氾濫 想定区域(氾濫流)	3,321 5.6%	2,616 5.3%	2,526 5.4%	2,318 5.4%	469 1.7%	342 1.4%	301 1.4%	293 1.4%
唐津市	59,155 100.0%	49,175 100.0%	46,711 100.0%	42,571 100.0%	28,143 100.0%	24,314 100.0%	21,504 100.0%	20,238 100.0%

※家屋倒壊等氾濫想定区域とは

- 家屋倒壊等氾濫想定区域は、想定し得る最大規模の降雨（1,000年1回程度）により、近傍の堤防が決壊等した場合に、一般的な建築物が倒壊・流出する等の危険性が高い区域であり、洪水氾濫によるものと河岸浸食によるものがある。
 - ・家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)：洪水氾濫流により、家屋が流失・倒壊する恐れがある範囲
 - ・家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食)：洪水時の河岸浸食により、家屋が流失・倒壊する恐れがある範囲
- 家屋倒壊等氾濫想定区域では、屋内での待避（垂直避難）ではなく、避難所等への立ち退き避難（水平避難）の必要性を判断することが求められる。

【家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食および氾濫流）の状況】



(3) 災害リスク分析 (※追加資料)

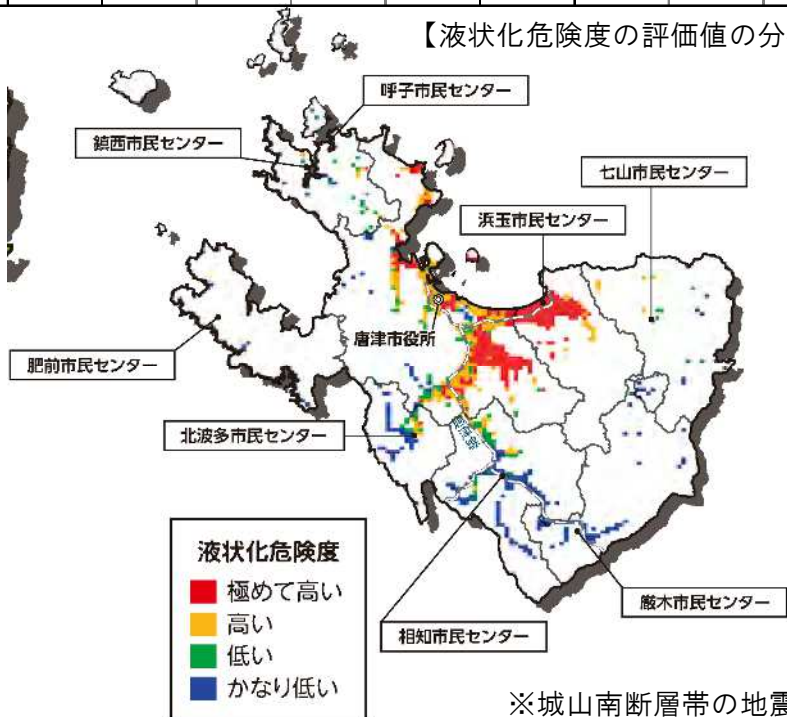
【地震による倒壊】

- 唐津市内に大きな被害を及ぼすと想定されている「城山南断層帯」による地震では、市内全域が震度5以上、特に建物や人口が集中している用途地域内の広範囲において、震度6強以上の激しい揺れが予想されています。また、一部では震度7の揺れも想定されています。
- 市全体の住宅等のうち木造が87%、用途地域内においても83%を占めているなど、倒壊等による物的・人的被害の発生が懸念されます。
- さらに、沿岸部や松浦川沿いなどの広範囲にわたって液状化の危険性も高くなっています。

【建物構造別の状況】

	唐津市全体					用途地域内				
	総建物	建物構造				総建物	建物構造			
		木造	鉄筋鉄骨 コンクリート造	鉄骨造	その他		木造	鉄筋鉄骨 コンクリート造	鉄骨造	その他
住宅等 (棟)	49,175 100%	42,571 86.6%	2,394 4.9%	2,978 6.1%	1,232 2.5%	24,314 100%	20,238 83.2%	1,502 6.2%	1,823 7.5%	751 3.1%
住宅以外 (棟)	9,980 100%	4,140 41.5%	2,524 25.3%	2,581 25.9%	735 7.4%	3,829 100%	1,266 33.1%	1,245 32.5%	1,116 29.1%	202 5.3%
総建物 (棟)	59,155 100%	46,711 79.0%	4,918 8.3%	5,559 9.4%	1,967 3.3%	28,143 100%	21,504 76.4%	2,747 9.8%	2,939 10.4%	953 3.4%

【液状化危険度の評価値の分布】



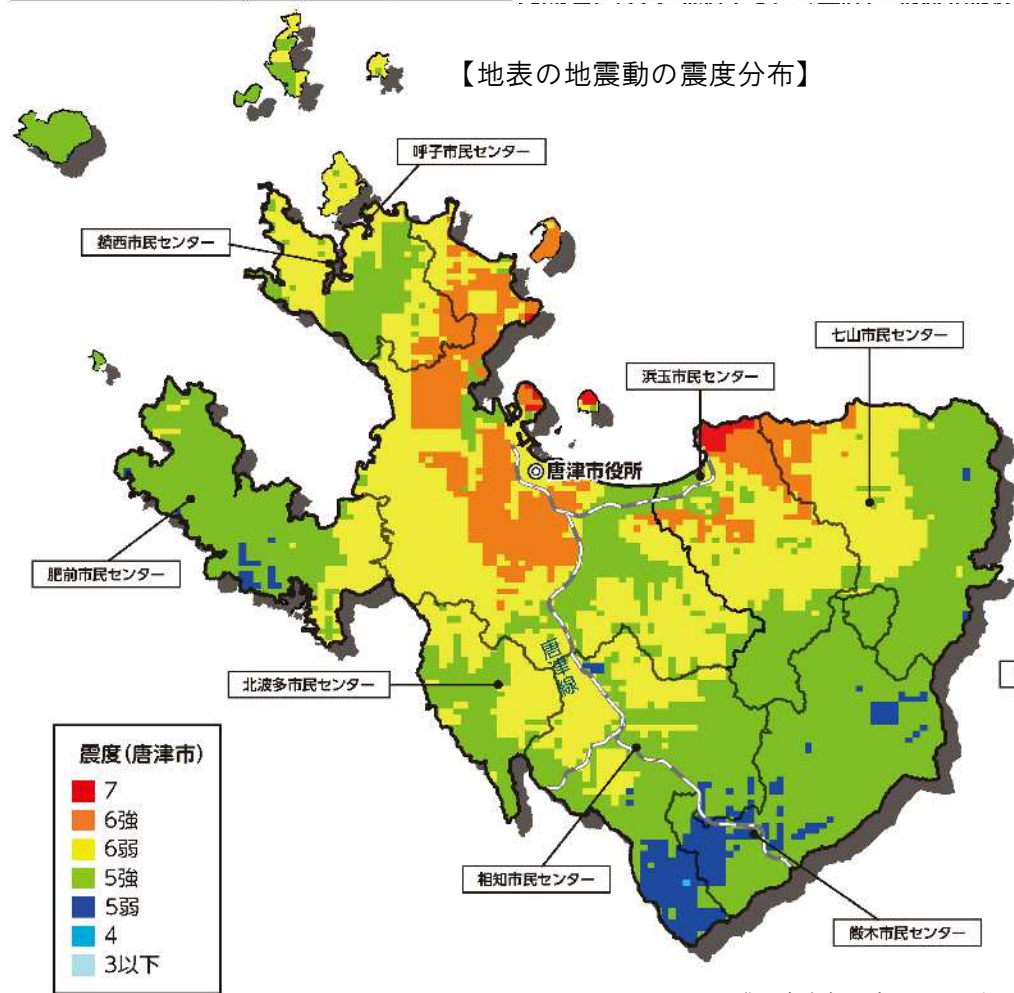
※城山南断層帯の地震による被害想定

佐賀県の断層位置図



震度7	固定していない家具のほとんどが倒れる。
震度6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。
震度6弱	立っていることが困難になる。
震度5強	大半の行動に支障を感じる。
震度5弱	大半の人が恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。
震度4	歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。
震度3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。
震度2	屋内で静かにしている人の大半が揺れを感じる。
震度1	揺れをわずかに感じる人がいる。
震度0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。

【地表の地震動の震度分布】



出典：唐津市ハザードマップ

(3) 災害リスク分析 (※第3回策定委員会資料の再掲)

⑤ 家屋等への土砂災害の恐れがないか

- ▶ 災害の恐れのある土砂災害特別警戒区域や急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域は、都市計画法のほか個別法により、開発行為に対して行為規制等が設けられているほか、居住誘導区域を設定する場合には、原則として区域に含まないこととされています。
- ▶ これらの区域は市内各所に分布しており、用途地域内においても多く分布しています。
- ▶ これらの区域に含まれる建物の状況では、市全体で約2,800棟（重複を含む）が区域内に含まれ、そのうち住宅等が約2,500棟含まれるなど、災害発生時は家屋の倒壊などにより物的・人的被害の発生が懸念されます。
- ▶ 用途地域内においても、約500棟が区域に含まれ、そのうち450棟が住宅等となっています。
- ▶ これらの区域は、居住誘導区域を設定する場合には区域から除外することが原則となりますが、除外しない場合においても、防災・減災対策を講じることが必要となります。

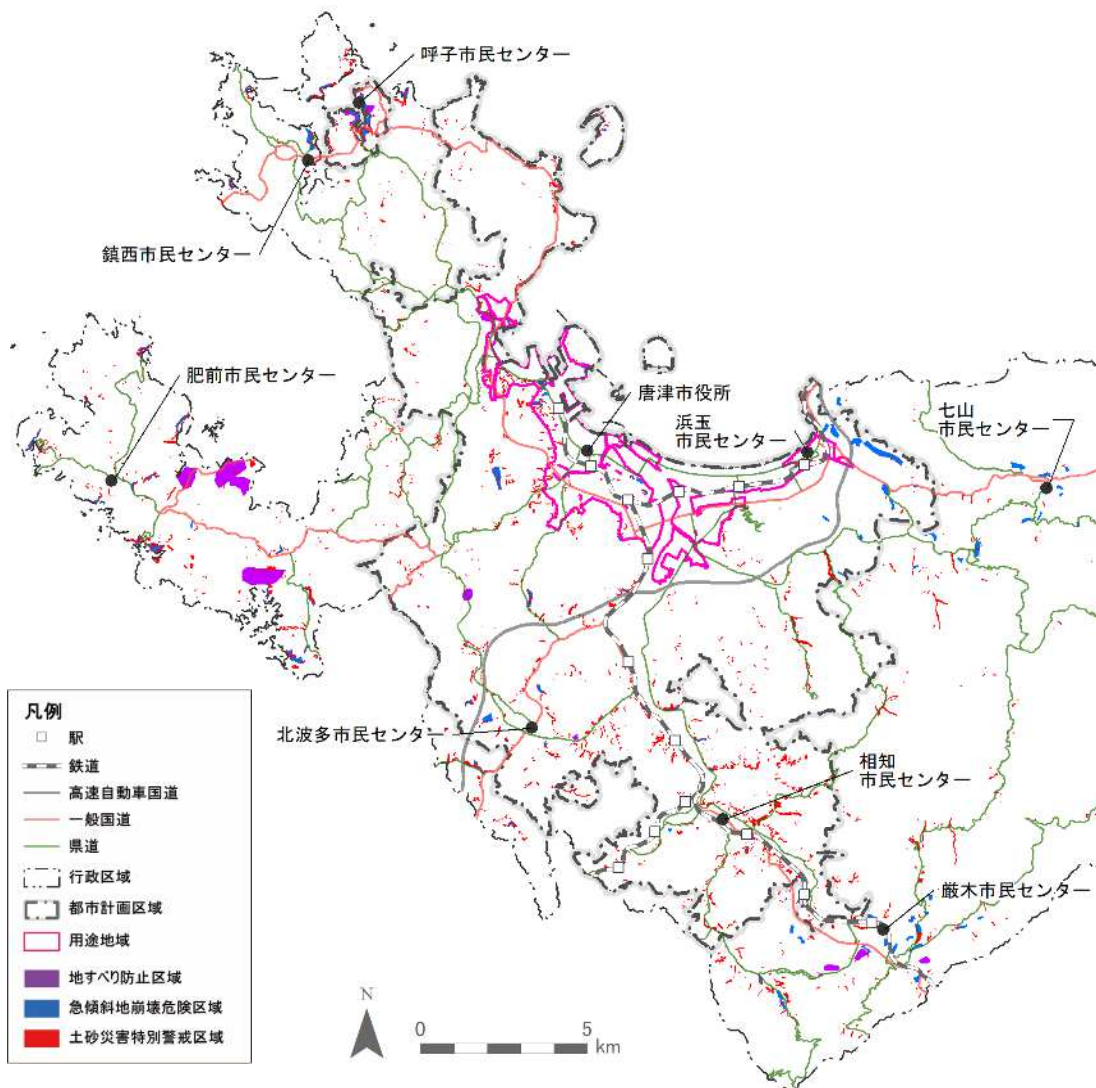
【土砂災害特別警戒区域等に含まれる建物の状況】

	唐津市全体				用途地域内			
	総建物数 (棟)	住宅等 (棟)	木造 (棟)	住宅等の 木造 (棟)	総建物数 (棟)	住宅等 (棟)	木造 (棟)	住宅等の 木造 (棟)
土砂災害 特別警戒区域	933 1.58%	819 1.67%	809 1.73%	748 1.76%	140 0.50%	119 0.49%	109 0.51%	102 0.50%
急傾斜地 崩壊危険区域	1,465 2.48%	1,345 2.74%	1,275 2.73%	1,210 2.84%	292 1.04%	270 1.11%	265 1.23%	251 1.24%
地すべり防止区域	398 0.7%	359 0.7%	329 0.7%	312 0.7%	64 0.2%	63 0.3%	59 0.3%	59 0.3%
唐津市	59,155 100.0%	49,175 100.0%	46,711 100.0%	42,571 100.0%	28,143 100.0%	24,314 100.0%	21,504 100.0%	20,238 100.0%

【災害の恐れのある区域における位置づけ】

区域	指定	(参考) 行為規制等	居住誘導区域設定上の取扱 (都市計画運用指針)
レッドゾーン	土砂災害特別警戒区域 <土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律>	特別警戒区域内において、都市計画法第4条第12項の開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途であるものをしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。(法第10条第1項) ※制限用途：住宅(自己用除く)、防災上の配慮を要するものが利用する社会福祉施設、学校、医療施設	原則として含まない こととすべき
	地すべり防止区域 <地すべり等防止法>	国土交通大臣、農林水産大臣	
	急傾斜地崩壊危険区域 <急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律>	都道府県知事	
イエローゾーン	土砂災害警戒区域 <土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律>	なし	総合的に勘案し、適切で無いと判断される場合は、原則として含まないこととすべき

【土砂災害特別警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域・地すべり防止区域の状況】



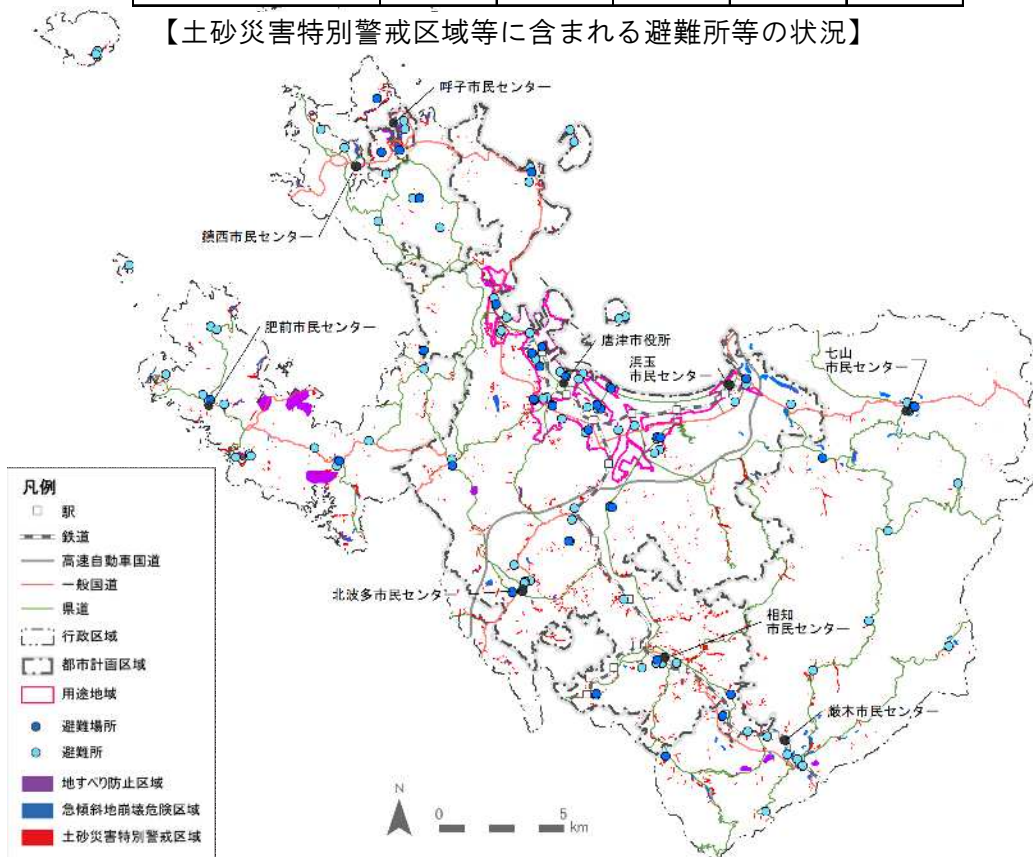
(3) 災害リスク分析 (※第3回策定委員会資料の再掲)

- ▶ また、避難所や病院等の状況では、土砂災害特別警戒区域に避難所が4箇所、高齢者福祉施設が3箇所含まれているほか、土砂災害警戒区域にも避難場所3箇所、避難所15箇所、高齢者福祉施設が9箇所含まれています。
- ▶ 特に土砂災害特別警戒区域に含まれる施設については、利用者の安全を確保する点からも、施設の移転などの対策を講じることが必要です。

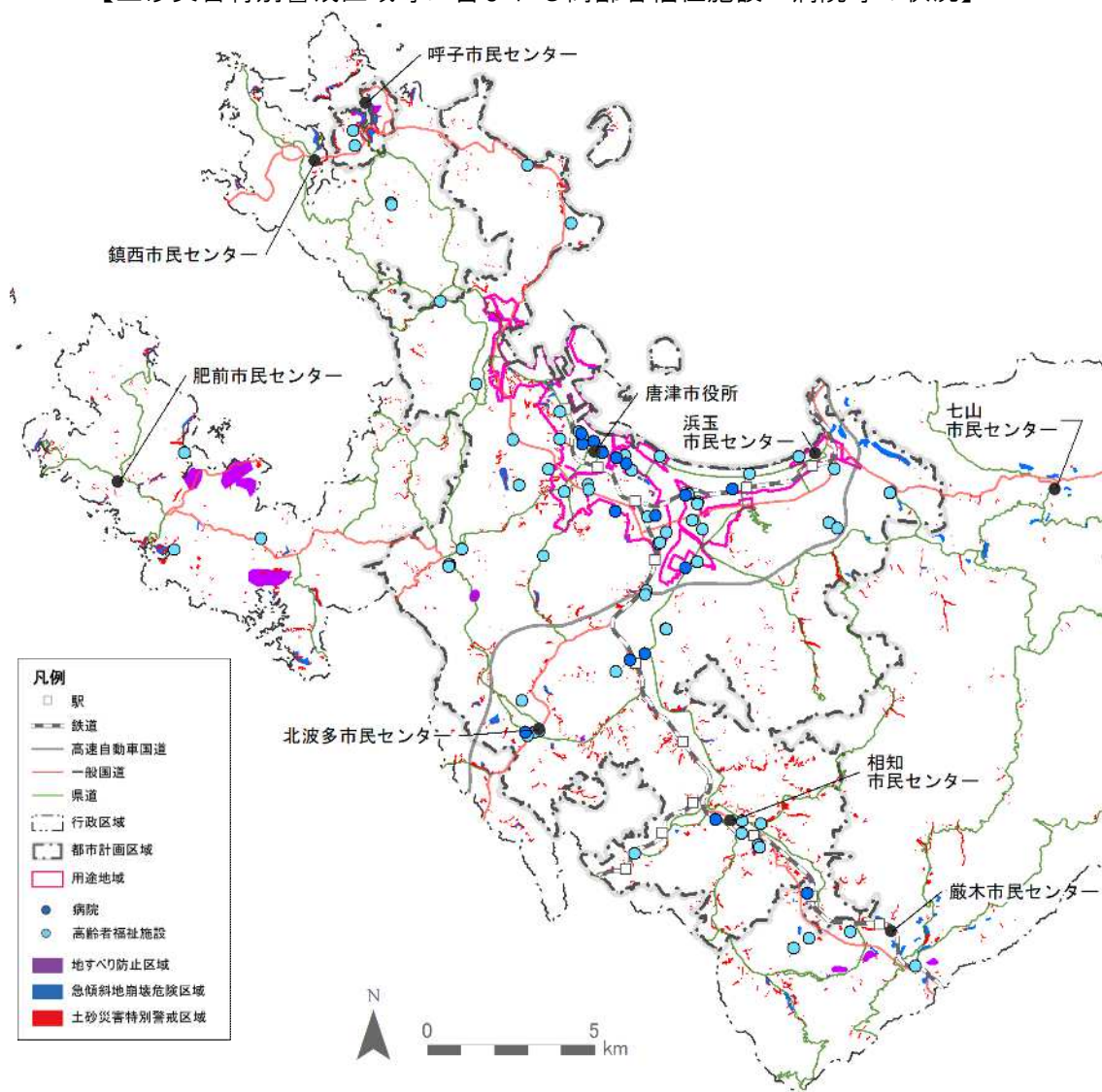
【土砂災害特別警戒区域等に含まれる建物の状況】

	避難施設			病院・福祉施設	
	避難場所 (箇所)	避難所 (箇所)	福祉 避難所 (箇所)	高齢者 福祉施設 (施設)	病院 (施設)
土砂災害警戒区域	3	15	0	9	0
土砂災害特別警戒区域	0	4	0	3	0
該当なし	39	101	10	62	16
合計	42	120	10	74	16

【土砂災害特別警戒区域等に含まれる避難所等の状況】



【土砂災害特別警戒区域等に含まれる高齢者福祉施設・病院等の状況】



(4) 防災上の課題整理

- ▶ 市全域においては、洪水等による浸水リスクが高く、垂直非難が困難な3m以上の浸水エリアも存在しています。
- ▶ 山間部を中心に土砂災害の危険性の高いエリアが広く分布しており、日常の安全確保に向けた対策が求められます。

【浸水リスク（河川・内水・高潮・津波）】

- ▶ 河川による浸水想定区域（浸水深3m未満）に全人口の約27%が含まれ、特に垂直避難が困難なエリア（浸水深3m以上）に約4%が含まれていることから、災害発生時の避難における安全確保や、事前に災害による危険性を回避するための対策が求められる。
- ▶ 河川による浸水想定区域（浸水深3m未満）に要配慮施設（老人介護施設及び病院）が含まれており、さらに、垂直避難が困難なエリア（浸水深3m以上）にも4施設含まれており、災害発生時の避難等の安全確保が求められる。
- ▶ 高潮による浸水想定区域に全人口の約31%、全建物の約33%が含まれており、災害発生時の避難における安全確保等が求められる。
- ▶ 海岸部には津波浸水想定区域に含まれるエリアが存在しており、津波による家屋倒壊や避難時の歩行困難などが懸念される。

【ため池決壊リスク】

- ▶ ため池決壊時に浸水する恐れのあるエリアに全人口の約41%、全建物の約9%が存在しており、災害発生時の避難における安全確保が求められるとともに、出水による家屋倒壊等が懸念される。

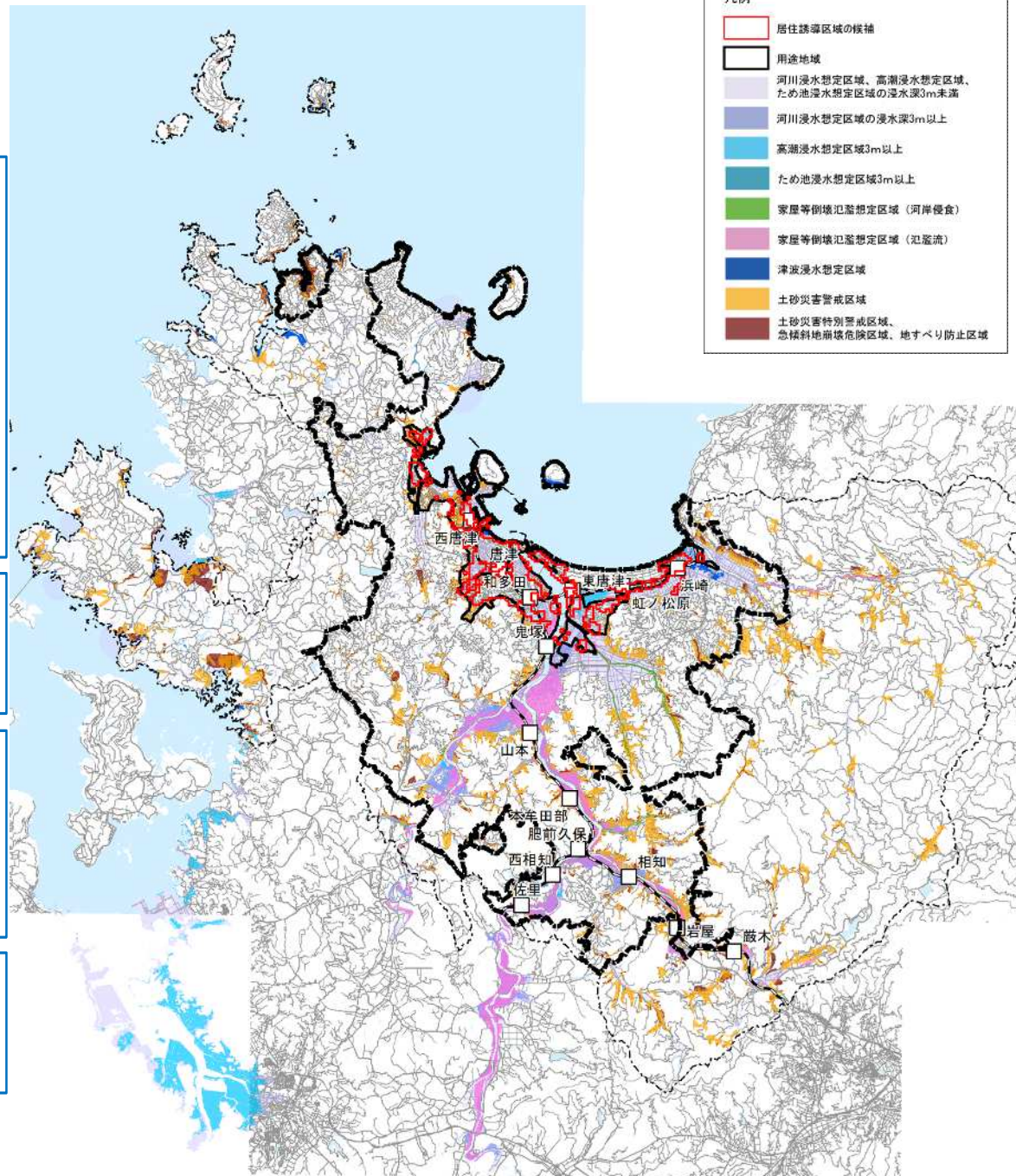
【家屋倒壊リスク】

- ▶ 家屋等倒壊氾濫想定区域（河岸浸食・氾濫流）に含まれる木造建物が約5%（約2,600棟）存在しており、災害発生時における安全な避難や、事前に災害による危険を回避するための対策が求められる。
- ▶ 地震発生時に倒壊が懸念される木造の住宅等が約87%を占めていることから、建物の耐震化を促進することが求められる。

【土砂災害リスク】

- ▶ 土砂災害の恐れのある区域（土砂災害警戒区域及び特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域）内に住宅等の立地も見られるため、事前に災害による危険性を回避するための対策が求められる。

【市全域における災害リスクと課題】



凡例	
	居住誘導区域の核補
	用途地域
	河川浸水想定区域、高潮浸水想定区域、ため池浸水想定区域の浸水深3m未満
	河川浸水想定区域の浸水深3m以上
	高潮浸水想定区域3m以上
	ため池浸水想定区域3m以上
	家屋等倒壊氾濫想定区域（河岸侵食）
	家屋等倒壊氾濫想定区域（氾濫流）
	津波浸水想定区域
	土砂災害警戒区域
	土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域

(4) 防災上の課題整理

- ▶ 居住誘導区域の候補区域においては、垂直非難が困難な3m以上のエリアや、河岸浸食や氾濫流による家屋倒壊が懸念されるエリアは除外していますが、区域内の広範囲にわたり、3m未満の浸水が見込まれることから、避難等における安全確保等の対策、また地震発生時の揺れに対する建物耐震化等の対策が求められます。

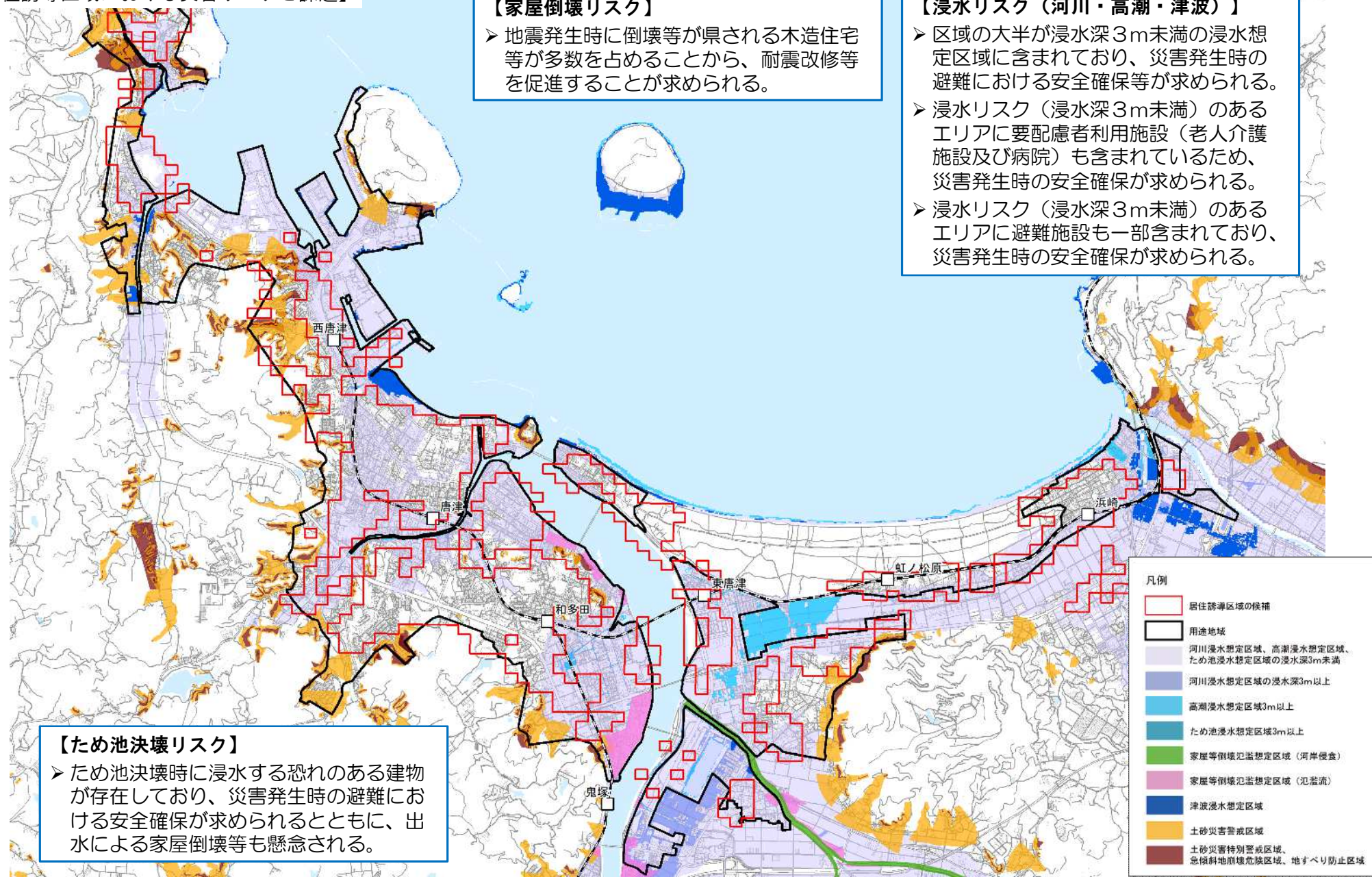
【居住誘導区域における災害リスクと課題】

【家屋倒壊リスク】

- ▶ 地震発生時に倒壊等が惧られる木造住宅等が多数を占めることから、耐震改修等を促進することが求められる。

【浸水リスク（河川・高潮・津波）】

- ▶ 区域の大半が浸水深3m未満の浸水想定区域に含まれており、災害発生時の避難における安全確保等が求められる。
- ▶ 浸水リスク（浸水深3m未満）のあるエリアに要配慮者利用施設（老人介護施設及び病院）も含まれているため、災害発生時の安全確保が求められる。
- ▶ 浸水リスク（浸水深3m未満）のあるエリアに避難施設も一部含まれており、災害発生時の安全確保が求められる。



【ため池決壊リスク】

- ▶ ため池決壊時に浸水する恐れのある建物が存在しており、災害発生時の避難における安全確保が求められるとともに、出水による家屋倒壊等も懸念される。

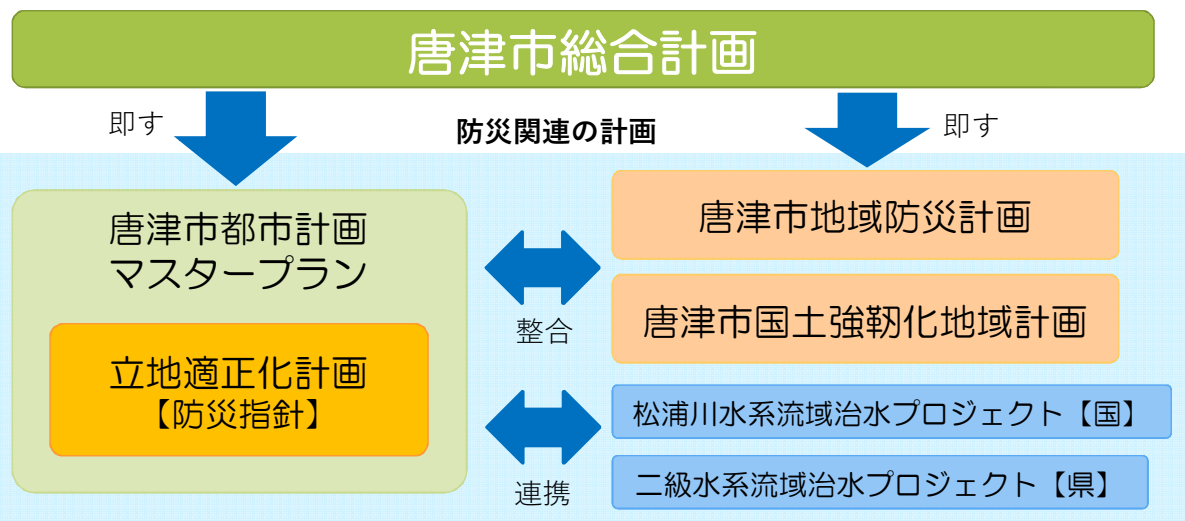
凡例

- 居住誘導区域の候補
- 用途地域
- 河川浸水想定区域、高潮浸水想定区域、ため池浸水想定区域の浸水深3m未満
- 河川浸水想定区域の浸水深3m以上
- 高潮浸水想定区域3m以上
- ため池浸水想定区域3m以上
- 家屋等倒壊氾濫想定区域（河岸侵食）
- 家屋等倒壊氾濫想定区域（氾濫流）
- 津波浸水想定区域
- 土砂災害警戒区域
- 土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域

(5) 防災まちづくりの方針（ターゲット）

■防災指針の位置づけ

防災指針は、国土強靱化地域計画や地域防災計画と整合しながら、具体的な取り組みや対策を定める。



計 画	概 要
国土強靱化地域計画	大規模自然災害等に対し、平時から備え、安全・安心な社会基盤・地域・経済社会を構築するための国土強靱化に関する施策をまとめたもの。
地域防災計画	災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本理念とし、「災害予防」「災害応急対策」「災害復旧・復興」の各段階において必要な対策をまとめたもの。
都市計画マスタープラン	土地利用や都市施設等の整備に関する基本方針を示すもの。まちづくりの目標の一つに「誰もが安心・安全に暮らせるまちづくり」を位置づける。
立地適正化計画（防災指針）	居住誘導の観点から、居住誘導区域における災害リスクをできる限り回避または低減させるために必要な防災・減災対策をまとめたもの。

■防災まちづくりの方針（ターゲット）

都市マスに定める目標の一つである「誰もが安心・安全に暮らせるまちづくり」を、防災指針における防災まちづくりの方針（ターゲット）とし、以下の視点により具体的な取り組みや対策を定める。

【唐津市都市計画マスタープラン（全体構想案）】

目標3 誰もが安心・安全に暮らせるまちづくり

市民の生命と財産を守り、安心・安全な暮らしを守るためにも、治山・治水事業や耐震改修等の災害に強い都市基盤の整備を図るとともに、防災マップ等による災害危険箇所の周知や自主防災組織の設置促進・育成など、ハード、ソフトを含めた防災・減災対策の取り組みを推進。

1 土地利用に関する方針

災害リスクを考慮した土地利用のコントロール、グリーンインフラの活用検討、急傾斜地等における宅地化の抑制 など

4 上水道・下水道に関する方針

耐震性のある水道管への更新、公共下水道の雨水幹線の整備・拡充、下水道管路等の耐震性向上 など

5 河川・海辺に関する方針

流域治水の考え方に基づく河川環境の整備、河川改修の未整備区間の早期整備 など

9 暮らしに関するその他の方針

防災道路・避難所等の確保・充実、地すべり等危険区域からの住宅移転促進、建築物の耐震化、自主防災組織の設置促進 など

防災まちづくりの方針（ターゲット）

防災まちづくりの視点

誰もが安心・安全に暮らせるまちづくり（都市計画マスタープランの目標3を踏襲）

- ① 居住における災害リスクの回避・低減のための防災・減災対策の強化（主にハード対策）
- ② 災害リスクの情報提供・周知、防災・減災に関する啓発活動の推進（主にソフト対策）
- ③ 国・県と連携した対策の推進
- ④ 自助・共助・公助の役割分担と連携体制の構築
- ⑤ 災害リスクを踏まえた立地誘導・抑制

(6) 災害リスクと課題に対する取組方針

▶居住誘導区域等における災害リスクと課題に対して次のような取り組みを推進します。

リスク分類	対象区域	課題	取組方針
浸水リスク (洪水・内水・高潮・津波)	居住誘導区域	<ul style="list-style-type: none"> ▶区域の大半が浸水深3m未満の浸水想定区域に含まれており、災害発生時の避難における安全確保等が求められる。 ▶浸水リスク(浸水深3m未満)のあるエリアに要配慮者利用施設(老人介護施設及び病院)も含まれているため、災害発生時の安全確保が求められる。 ▶浸水リスク(浸水深3m未満)のあるエリアに避難施設も一部含まれており、災害発生時の安全確保が求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所・避難所等の安全性確保 ・河川関係施設の整備の推進(県及び市) ・下水道施設の整備推進 ・緊急輸送道路の災害時の安全性確保 ・要配慮者利用施設における避難確保計画の策定及び避難訓練実施の推進 ・流域治水の推進
	市全体	<ul style="list-style-type: none"> ▶河川による浸水想定区域(浸水深3m未満)に全人口の約27%が含まれ、特に垂直避難が困難なエリア(浸水深3m以上)に約4%が含まれていることから、災害発生時の避難における安全確保や、事前に災害による危険性を回避するための対策が求められる。 ▶河川による浸水想定区域(浸水深3m未満)に要配慮施設(老人介護施設及び病院)が含まれており、さらに、垂直避難が困難なエリア(浸水深3m以上)にも4施設含まれており、災害発生時の避難等の安全確保が求められる。 ▶高潮による浸水想定区域に全人口の約31%、全建物の約33%が含まれており、災害発生時の避難における安全確保等が求められる。 ▶海岸部には津波浸水想定区域に含まれるエリアが存在しており、津波による家屋倒壊や避難時の歩行困難などが懸念される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所・避難所等の安全性確保 ・災害危険区域等における住宅の移転等対策の推進 ・河川関係施設の整備の推進(県及び市) ・海岸関係施設の整備の推進(県及び市) ・下水道施設の整備推進 ・緊急輸送道路の災害時の安全性確保 ・要配慮者利用施設における避難確保計画の策定及び避難訓練実施の推進 ・居住誘導区域からの除外(3m以上の浸水区域及び津波浸水想定区域) ・流域治水の推進
ため池決壊リスク	居住誘導区域	<ul style="list-style-type: none"> ▶ため池決壊時に浸水する恐れのある建物が存在しており、災害発生時の避難における安全確保が求められるとともに、出水による家屋倒壊等も懸念される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所・避難所等の安全性確保 ・ため池施設の整備推進(県及び市) ・危険区域の周知と災害時の連絡体制の整備推進
	市全体	<ul style="list-style-type: none"> ▶ため池決壊時に浸水する恐れのあるエリアに全人口の約41%、全建物の約9%が存在しており、災害発生時の避難における安全確保が求められるとともに、出水による家屋倒壊等が懸念される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所・避難所等の安全性確保 ・ため池施設の整備推進(県及び市) ・危険区域の周知と災害時の迅速な連絡体制の整備推進
家屋倒壊リスク	居住誘導区域	<ul style="list-style-type: none"> ▶地震発生時の揺れによる建物倒壊が懸念される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等の耐震性の確保(耐震診断・耐震改修等の促進) ・公共施設等の耐震性の確保
	市全体	<ul style="list-style-type: none"> ▶家屋等倒壊氾濫想定区域(河岸浸食・氾濫流)に含まれる木造建物が約5%(約2,600棟)存在しており、災害発生時における安全な避難や、事前に災害による危険性を回避するための対策が求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等の耐震性の確保(耐震診断・耐震改修等の促進) ・公共施設等の耐震性の確保 ・河川関係施設の整備の推進(県及び市) ・居住誘導区域からの除外(家屋等倒壊氾濫想定区域(河岸浸食・氾濫流))
土砂災害リスク	居住誘導区域	-	
	市全体	<ul style="list-style-type: none"> ▶土砂災害の恐れのある区域(土砂災害警戒区域及び特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域)内に住宅等の立地も見られるため、事前に災害による危険性を回避するための対策が求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害危険区域等における住宅の移転等対策の推進 ・地盤災害防止施設等の整備推進及び国・県実施事業の促進 ・居住誘導区域からの除外(土砂災害の恐れのある区域) ・危険区域の周知と災害時の迅速な連絡体制の整備推進
全体リスク	居住誘導区域	-	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の設置や地区防災計画の策定の推進 ・マイタイムラインの作成の推進 ・防災に対する知識の普及啓発や防災学習・防災訓練の推進
	市全体	-	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の設置や地区防災計画の策定の推進 ・マイタイムラインの作成の推進 ・防災に対する知識の普及啓発や防災学習・防災訓練の推進 ・新たな土地利用規制の導入の検討

(6) 災害リスクと課題に対する取組方針

短期：～5年
 中期：5年～10年
 長期：10年～20年

【具体的な取組方針と実施主体】

リスク分類				低減回避	取組方針	実施主体 (主な関係課)	実施時期		
浸水	ため池	家屋倒壊	土砂				短期	中期	長期
○	○			低減	避難場所・避難所等の安全性確保 ・防災上重要な施設について、風水害に対する安全性の確保に努める。 ・必要に応じて、防災広場、男女別シャワー室及び備蓄倉庫等を整備し、避難所としての機能を向上させる。	危機管理防災課 各施設所管課	○		
○		○		低減	河川関係施設の整備の推進 ・中規模の洪水に対応できるよう、大河川の整備を推進し、及び時間雨量60mmの降雨による洪水に対応できるよう、中小河川の整備を推進する。 ・堤防、水門、排水施設などの河川関係施設の風水害に対する安全性を確保するため、点検要領等により、計画的に点検を実施し、緊急性の高い箇所から計画的、重点的に風水害に対する安全性の確保に努める。 ・内水による浸水リスクの高い区域については、排水施設の機能強化を図る。 ・河川内に堆積した土砂を掘削するとともに、流下能力を阻害している樹木を伐採するなど、水位上昇や流下能力不足の軽減について検討する。	国・県 道路河川管理課	○	○	○
○				低減	海岸関係施設の整備の推進 ・既往最大規模等の高潮、波浪等に対応できるよう、海岸堤防、水門、排水施設などの海岸関係施設の安全性を確保するため、点検要領等により計画的に点検を実施し、緊急性の高い箇所から計画的、重点的に風水害に対する安全性の確保に努める。	国・県 道路河川管理課	○	○	○
○				低減	下水道施設の整備推進 ・市街地の浸水防除のため、雨水幹線水路及び排水機場等の整備を促進するとともに、風水害に対する安全性を確保するため、計画的に点検を実施する。	下水道施設課	○	○	○
○				低減	流域治水の推進 ・関係機関との連携・役割分担により、流域治水プロジェクトを推進する。 ・雨水の貯留や流出抑制などの機能を有する農地や緑地等（グリーンインフラ）を確保する。	国・県 下水道施設課 道路河川管理課 都市計画課	○	○	○
○		○	○	低減	緊急輸送道路の災害時の安全性確保 ・道路施設及び交通管制センター、信号機、交通情報板等交通管制施設の風水害に対する安全性を確保する。 ・建設業者との協定の締結を検討するなどして、災害発生後の道路の障害物を除去し、応急復旧等に必要の人員、資機材等を確保できる体制を整える。 ・無電柱化事業を推進する。	県 道路河川管理課 危機管理防災課	○	○	○
○				低減	要配慮者利用施設における避難確保計画の策定及び避難訓練実施の推進 ・地域防災計画に定められた要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成及び当該計画に基づく避難訓練を推進する。	危機管理防災課 高齢者支援課 障がい者支援課 こども家庭課 学校教育課	○	○	○
○			○	回避	災害危険区域等における住宅の移転等対策の推進 ・がけ地の崩壊、地すべり、土石流等により居住者の生命に危険を及ぼす恐れのある区域からの住宅の移転を促進する。	県 建築住宅課	○	○	○
	○			回避	ため池施設の整備推進 ・防災重点農業用ため池（決壊した場合の浸水区域に公共施設や住宅があるため池）について、劣化状況評価を実施し、防災工事の必要性を調査する。また、規模が大きいため池に関しては、併せて地震耐性・豪雨耐性評価を実施する。	県 農地林務課	○	○	○

青字は、居住誘導区域以外の区域にのみ関係する取組方針

(6) 災害リスクと課題に対する取組方針

【具体的な取組方針と実施主体】

短期：～5年
 中期：5年～10年
 長期：10年～20年

リスク分類				低減 回避	取組方針	実施主体 (関係課)	実施時期		
浸水	ため池	家屋倒壊	土砂				短期	中期	長期
			○	低減	地盤災害防止施設等の整備推進及び国・県実施事業の促進 ・豪雨・暴風雨等に起因する山地災害等による被害を防止・軽減するため、国・県が推進する地盤災害防止施設（治山施設・砂防施設・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設）の整備事業を促進する。	国・県 道路河川管理課	○	○	○
		○		低減	建築物等の耐震性の確保 ・劇場、百貨店、旅館等多数の者が利用する特定の建築物について、当該建築物の所有者が行う建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく耐震診断、必要に応じて行う耐震改修等について、その指導に当たる。 ・県の耐震改修促進計画に基き、耐震化の促進を図るとともに、住民への啓蒙を行い、建築物耐震診断技術者を養成、活用し、既存建築物の耐震診断、耐震改修を進める。 ・建築物の所有者又は管理者に対し、天井材等の非構造部材や看板等の脱落防止等の落下物防止対策やエレベーターにおける閉じ込め防止等の取り組みを指導する。 ・ブロック塀や自動販売機等の倒壊を防止するため所有者への啓蒙を行い、特に通学路、避難経路、人通りが多い道路沿いに設置してあるものについては、耐震化を促進する。	県 建築住宅課	○	○	
		○		低減	公共施設等の耐震性の確保 ・昭和56年以前に建築された公共施設等（特に、各庁舎、避難所となる学校・公民館等の施設、病院等施設）について、非構造部材を含む耐震対策等による災害時に必要と考えられる高い安全性の確保や、防災上の重要度を考慮し、年次毎に耐震診断目標数値を設定し、必要に応じて耐震性の強化を推進する。 ・指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。	県 建築住宅課 危機管理防災課	○	○	
○	○	○	○	低減	自主防災組織の設置や地区防災計画の策定の推進 ・自主防災組織の結成、育成を図り、防災訓練の実施に努めるとともに、当該地区における自発的な防災活動に関する計画（地区防災計画）の作成を推進する。	危機管理防災課	○		
○	○	○	○	低減	避難タイムラインの作成の推進 ・大雨等の災害の際に、住民自身やその家族がどのように避難行動をとるか、予めまとめた「マイ・タイムライン」の作成を促進する。	危機管理防災課	○		
○		○	○	回避	居住誘導区域からの除外 ・想定最大規模（L2）における浸水想定が3m以上の浸水区域及び津波浸水想定区域については居住誘導区域の設定を行わない。 ・家屋等倒壊氾濫想定区域（河岸浸食・氾濫流）については居住誘導区域の設定を行わない。 ・土砂災害警戒区域及び特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域については居住誘導区域の設定を行わない。	都市計画課	○		
○	○	○	○	低減	防災に対する知識の普及啓発や防災学習・防災訓練の推進 ・住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。 ・災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行う。	危機管理防災課 農地林務課	○		
○	○	○	○	低減	危険区域の周知と災害時の迅速な連絡体制の整備推進 ・災害ハザードマップや危険区域について地域住民に周知するとともに、災害時の迅速な情報伝達体制の整備に努める。	危機管理防災課	○		
○	○	○	○	回避 低減	新たな土地利用規制の導入の検討 ・災害リスクが特に高い地区などについては、居住調整地域等の設定を検討する。	都市計画課	○	○	○

青字は、居住誘導区域以外の区域にのみ関係する取組方針